

## 平成28年第3回砂川市議会定例会

平成28年9月14日（水曜日）第3号

### ○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第26号 平成28年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 3 議案第18号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第19号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第21号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第22号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第23号 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第24号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第25号 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 平成27年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 平成27年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
- 報告第 3号 平成27年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 8 報告第 5号 監査報告
- 報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 9 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 意見案第2号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

増 山 裕 司 君

武 田 真 君

小 黒 弘 君

日程第 2 議案第 26 号 平成 28 年度砂川市一般会計補正予算

日程第 3 議案第 18 号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 19 号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 20 号 平成 27 年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第 21 号 平成 27 年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 22 号 平成 27 年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 23 号 平成 27 年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 24 号 平成 27 年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 25 号 平成 27 年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

日程第 6 報告第 1 号 平成 27 年度砂川市健全化判断比率の報告について

日程第 7 報告第 2 号 平成 27 年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第 3 号 平成 27 年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

日程第 8 報告第 5 号 監査報告

報告第 6 号 例月出納検査報告

日程第 9 意見案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

意見案第 2 号 J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書について

○出席議員（13名）

議 長 飯 澤 明 彦 君

副議長 水 島 美喜子 君

議員 増井浩一君  
増山裕司君  
佐々木政幸君  
武田圭介君  
北谷文夫君  
小黒弘君

議員 多比良和伸君  
中道博武君  
武田真君  
辻勲君  
沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監	朝日紀博
総務課長	安田貢
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	佐々木 純 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 飯澤明彦君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） おはようございます。まず、このたびの一連の台風、大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

私は、通告に基づき、大きく3点について一般質問を行います。1、砂川市地域包括ケアネットワークシステムにおける市立病院の役割について。地域包括ケアシステムの構築については、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを送れるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援などが一体的に提供されるシステムがあり、地域の特性に応じてつくり上げることとなっています。砂川市地域包括ケアネットワークシステム砂川みまもりんくは、市立病院の医療情報などを市内の医療機関、介護事業所等で共有するネットワークシステムで、質の高い医療、介護サービスを提供することができるようになっていきます。そこで、市立病院の役割について、以下の点について伺います。

（1）市立病院医療部門における地域包括ケアネットワークシステムの仕組みと医療機関との連携の現状について。

（2）中空知地域医療連携ネットワークシステムそら-ねっとにおける病病連携と今後における砂川みまもりんくとの拡張について。

2、臨床研修医について。平成16年に新医師臨床研修制度が始まり、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けなければならないとされています。また、最近では新専門医制度などが取り上げられていましたが、それについては1年延期となっている状況のようです。そのような中、道内の臨床研修病院では臨床研修医を集めるのに苦労しているという話も聞いているところであり、当院においても医師不足の中では臨床研修医は貴重な人材となっているものと考えています。そこで、以下の点について伺います。

（1）これまでの臨床研修医の応募数と採用数について。

（2）病院に残った臨床研修医数について。

（3）臨床研修医の研修体制について。

3、学校における認知症教育と市役所職員等におけるサポーター養成について。認知症は、もはや国民病とも言われ、高齢者の10%、250万人以上の認知症患者がおり、そ

の数は今後もふえ続けていきます。そのため認知症の治療法や治療薬の研究開発が行われる一方で、認知症の啓発活動が国、都道府県、市町村、学校等で取り組まれています。当市では、市、市立病院における認知症の啓発活動に取り組んでおり、砂川方式と言われるほど自他ともに認める認知症の先進地です。一方で、認知症のサポーター養成は721名と近隣市町に比べて決して多い数字とは言えません。そこで、学校における認知症教育と市役所職員等におけるサポーター養成について次のとおり伺います。

(1) 小中高等学校の児童生徒、教職員、非常勤職員、PTAにおける認知症教育の普及及びサポーター養成について。

(2) 市役所職員、臨時職員、非常勤職員における認知症サポーター養成講座を研修に取り入れる考えについて。

(3) 市立病院職員、臨時職員、非常勤職員における認知症サポーター養成講座を研修に取り入れる考えについて。

以上、1回目の質問とします。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 大きな1の砂川市地域包括ケアネットワークシステムにおける市立病院の役割についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)市立病院医療部門における地域包括ケアネットワークシステムの仕組みと医療機関との連携の現状についてであります。地域包括ケアシステムにつきましては、高度急性期医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保し、住みなれた地域での継続的な生活を可能とし、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう体制を構築するものとなっております。

地域包括ケアシステムの構築には、患者さんの情報を共有することが非常に重要なものであり、その手段としてICTを活用したネットワークシステムを構築することを厚生労働省では推進しているところであります。そのような中で、円滑で効率的な医療や介護サービスを提供することを目的に地域包括ケアシステムの構築の第一歩として、昨年11月より地域包括ケアネットワークシステム砂川みまもりんくを稼働させ、当院の診療情報を市内の医療機関や調剤薬局、訪問看護ステーション、介護事業所などに情報提供しており、当院の役割である病病連携、病診連携、医療介護連携を強化しているところであります。現在の砂川みまもりんくでの連携の現状についてであります。本年8月末現在で参加している機関は、病院、診療所8カ所、歯科医院3カ所、調剤薬局8カ所、地域包括支援センター1カ所、居宅介護支援事業所5カ所、通所介護事業所7カ所、介護施設5カ所、訪問看護ステーション1カ所となっており、これに行政機関の市介護福祉課、ふれあいセンター、消防署を含めると41カ所となっております。

また、登録患者数については、システム稼働後10カ月で668名となっており、おおむね順調にスタートしたものと考えているところであります。

次に、(2)の中空知地域医療連携ネットワークシステムそら-ねっとにおける病病連携と今後における砂川みまもりんくとの拡張についてであります。中空知医療連携ネットワークシステムそら-ねっとに関しましては、本年7月から稼働しており、中空知地域の医療連携を強化するため市立芦別病院、あかびら市立病院、滝川市立病院、歌志内市立病院、奈井江町立国民健康保険病院、砂川市立病院の6つの自治体病院間で診療情報を共有するシステムとなっており、参照型である歌志内市立病院を除いた5つの病院は公開型となっております。これにより施設間をまたいだ患者情報の共有が可能となり、お互いの病院間で患者紹介する場合などで有効となっております。

また、砂川みまもりんくに関しましては、前段でご答弁申し上げたとおり、当院を受診している患者さんの診療情報を共有するシステムであります。これらのシステムについては、中空知医療連携協議会と砂川市地域包括ケアネットワークシステム運営協議会の異なった別々の協議会で運営していることから別々のシステムであり、そら-ねっとは6自治体病院間での情報共有、砂川みまもりんくは市内での情報共有となっているところであります。また、両システムが将来的に統合する可能性はあると考えられますが、中空知地域での連携となりますので、今後中空知医療連携協議会及び砂川市地域包括ケアネットワークシステム運営協議会の中で協議していくものと考えておりますが、病院としましても情報を提供するという立場から積極的に協議に参画し、その役割について担っていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな2の臨床研修医についてご答弁申し上げます。初めに、臨床研修には、大学を卒業して医師免許取得後の2年間大学病院や臨床研修病院で研修する初期研修とその後3年間の後期研修があります。初期研修を行う新医師臨床研修制度は、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁にかかわる負傷、または疾病に対応できるような態度、技能、知識など総合診療の基本的な能力を身につけることができる医師を育成するため実施修練制度、いわゆるインターン制度にかわり平成16年度からスタートしました。基幹型臨床研修病院指定の要件は、原則として内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科を標榜していること、救急医療を提供していること、新入院患者数が年間3,000人以上、救急患者取り扱い件数が年間5,000件以上、分娩数が年間350件以上などで、当院は制度が始まった平成16年度から基幹型臨床研修病院として研修医の育成を行ってきております。

(1)のこれまでの臨床研修医の応募数と採用についてであります。平成16年度定員2名に対して応募者数は2名、採用者数2名で開始し、その後は当院研修希望者の増加により定員数も増加が認められ、現在の定員8名となった平成25年度は応募者数27名で、8名採用予定でありましたが、1名が医師国家試験不合格となったため採用者数は7名、平成26年度は応募者数13名で8名採用でありましたが、2名が医師国家試験不合

格となったため採用者数は6名、平成27年度は応募者数23名、採用者数8名、今年度は応募者数23名、採用者数8名、来年度採用予定の応募者数は12名となっております。

なお、研修医の採用に関しましては、研修希望者と研修病院の双方の希望を踏まえて、一定の規則に従ってコンピュータにより組み合わせを決定する臨床医マッチングにより行われておりますが、人気病院の指標である中間公表での1位希望者の数が多いことやマッチング結果でフルマッチを北海道の病院で唯一12年連続達成しているところであります。

次に、(2)の病院に残った臨床研修医数についてであります。平成21年度に循環器内科1名、外科1名、平成23年度に内科1名、平成24年度に循環器内科1名の合計4名が初期臨床研修後にそのまま当院で勤務されました。なお、現在その4名のうち1名が消化器外科、1名が内科に週1回当院で勤務しており、当院初期研修医出身の医師が救急科と内科でそれぞれ1名勤務しております。

(3)の臨床研修医の研修体制についてであります。院長が研修管理委員長として中心となり、臨床研修指導医講習会を受講した38名の指導医のほか、上級医、看護師、薬剤師、医療技術員などが指導者となり、研修を行っております。当院の研修の特徴としましては、内科8カ月、外科3カ月、救急科2カ月、麻酔科1カ月、小児科1カ月、産婦人科1カ月、精神科1カ月、地域医療研修1カ月が必修で、自由選択は6カ月となっており、幅広く各科専門医などから指導を受けることができること、地域医療研修ではあかびら市立病院を初めとする中空知の病院のほかに、余市協会病院や市立美唄病院での総合診療研修を取り入れ、医療資源の不足した地域での医療を経験することができます。また、救急外来での日当直研修では、比較的軽症の1次救急から救急車などで搬送される重症の3次救急まであらゆる疾患の患者さんの初期診療を指導医、上級医の指導管理のもと毎日行うとともに、ドクターヘリ、ドクターカーの対応も行っております。

なお、臨床研修医の研修体制の改善を図るため、今年8月31日、NPO法人卒後臨床研修機能評価機構による外部評価を受け、おおむね高い評価を受けたところでもあります。また、昨年当院の臨床研修に関するアンケート調査を町内会やサークルなどの代表、救急隊員を対象に実施しましたが、感謝のお言葉も多く寄せられました。

今後におきましても外部の機関や地域の皆様から寄せられたご意見などを参考に、地域医療を支える医師を育成するため、臨床研修医の確保及び育成に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな3の(3)市立病院職員、臨時職員、非常勤職員における認知症サポーター養成講座を研修に取り入れる考えについてご答弁申し上げます。認知症サポーターとは、地域、職域、学校等の一般の住民等が対象となり、都道府県や市町村等の自治体及び全国規模の職域団体等が実施主体者となる認知症サポーター養成講座を受講し、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアのことであります。当院は、平成16年1月にもの忘れ専門外

来を開設、平成22年6月に北海道より認知症疾患医療センターの指定を受け、認知症の診療を強化してまいりましたが、認知症に関する教育につきましても大変重要であると考えております。

当院の取り組みといたしましては、精神科医師、認知症認定看護師、精神保健福祉士などが講師となり、地域のケアスタッフや当院職員を対象に認知症全般に関する研修会や市民向けの講演会等を実施しております。今後におきましても認知症の早期段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを当院のさまざまな職種の職員が一人でも多く身につけることができるよう現在病院全体で取り組んでおります研修を継続し、認知症サポーター養成講座につきましては市の介護福祉課を初めとした関係課との連携を図りながら、今後の対応について協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私のほうから大きな3の（1）小中高等学校の児童生徒、教職員、非常勤職員、PTAにおける認知症教育の普及及びサポーター養成についてご答弁申し上げます。

日本における認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推計されており、平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれており、今や認知症は誰もがかわる可能性のある身近な病気となっております。そのため厚生労働省においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月に新たに認知症施策推進総合戦略、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて、新オレンジプランを関係府省庁と共同で策定したところでございます。

この新オレンジプランでは、7つの柱に沿って施策を総合的に推進していくことが示されており、認知症への理解を深めるための普及啓発を推進するため、認知症は私たちにとって身近な病気であることを普及啓発等を通じて改めて社会全体として確認していくこととされているところであります。現在市内の小中高等学校において児童生徒、教職員、非常勤職員、PTAに対し認知症教育とその普及、さらにサポーター養成にかかわる取り組みは行っておりませんが、こうした時代の要請に応えるため、教育委員会といたしましては介護福祉課を初めとした関係課との協議を図りながら、学校における特別活動や総合的な学習の時間等を通して、高齢者との交流活動など高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育のあり方を砂川市校長会とも十分協議させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 大きな3の2、市役所職員、臨時職員、非常勤職員

における認知症サポーター養成講座を研修に取り入れる考えについてご答弁申し上げます。

職員研修につきましては、臨時職員、嘱託職員を除く職員に対し、階層ごとにおける立場を再認識し、その職務に必要な専門的知識や技能等を取得すること、あるいは職務を遂行する上で必要となる資格などを取得することにより勤務能率及び日常業務の遂行能力の向上を図るとともに、広い視野に立った判断力、環境変化への適応力、問題解決能力等を養成するため、毎年度職員研修実施計画に基づき実施しているところでございます。

お尋ねの認知症サポーターにつきましては、認知症について正しく理解し、近年増加傾向にある認知症の方やその家族が安心して住みなれた地域で暮らしていけるように温かく見守り、支援する応援者であります。サポーターとして期待されている役割としては、まずは認知症を正しく理解し、尊厳を損なうことなく適切な対応を行うことでその方々の応援者となるものと認識しているところでございます。その点におきましては、認知症の啓発活動を推進している砂川市の職員として認知症を正しく理解しておくことは必要なことと考えており、職員としての資質の向上につながるものと考えていることから、サポーター養成講座の取り扱いにつきましては、所管であります介護福祉課を初めとした関係課と連携を図りながら、今後の対応策について前向きに協議していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、一つ一つ再質問をさせていただきます。

まず、砂川市地域包括ケアネットワークシステムにおける市立病院の役割についてでございます。仕組みとか連携については、おおよそ理解できたというふうに思っております。あと、おおむね順調なスタートを切ったという表現をなさっておりましたけれども、市立病院として今後も最寄りの病院ですとか、あるいは薬局ですとか、あと介護福祉事業所ですとか、そういった連携も必要になってくると思うのですが、そのために登録患者数をふやしていく必要があるのかなと、これからもふえていくのではないのかなというふうに思っているのですけれども、登録患者数をふやすという取り組みについては現在どのように考えているのか伺いたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 この砂川みまもりんくの関係で登録患者数、先ほど申し上げたとおり、8月末現在で668ということで、これらについて議員おっしゃるとおり今後とも患者数をふやしていかなければならないと、そのように考えております。というのは、医療と介護の連携、こういったものをより深めていくと、そして地域住民の方によりよいサービス提供、安心、安全な医療、介護といったものの提供、そういったことにもつながっていくといったことで、今後におきましてもただいま申し上げたとおり患者数の増といったことについて取り組んでいく考え方ではおります。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今後も患者数をふやすよう取り組んでいくということでした。理解しました。

それで、先ほどのご説明では登録事業者数が現在は41カ所というように伺ったかなと思うのですが、その41カ所で、まだ1年はたっていないのですが、やってみてその事業所の反応というか、評判というものはどのようなものが今上がってきているのか、把握している範囲で結構なのですが、教えていただきたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 参照機関につきましては41カ所といったことで、これらにつきましては会議等で聞き取り調査というか、聞き取りを行っている。そういった中でご意見をいただいた主なものといたしましては、このシステムによりまして24時間知りたい情報をタイムリーに確認できるようになったといったことであるとか、通院経過が確認できて診療がスムーズになったといったご意見、さらにはどうしても受診する際に高齢者であるとか認知症の方であった場合、聞き取る際に非常にこれまでは確認が難しい場合があったと。そういったことがこのシステムによりまして経過などが非常に正確な情報を得られると、そういったことのご意見もいただいている。それらが要するに業務負担の軽減になっていると。こういったところで非常に役に立っているのですといったご意見が多いといったところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今代表的な役に立っているというような事例を伺ったわけですが、役に立っているということは大変いいことだなと思います。

一方で、役に立っていることはわかったのですが、では今後の現時点も含めて課題なり、問題点なり、何か出てきているのかなと。それらについてはどう取り組もうとしているのかということについて伺いたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 システムを稼働させまして、1年まだたっておりませんが、課題というか、問題ということは出てきているところでございます。それに対する対応といったことでもしっかり取り組んでいかなければならないといったことで、まず幾つか課題というか、そういった点でいけば、先ほど申し上げた登録患者数をいかにふやしていくかといったこと、2点目といたしましては医療職と介護福祉職、こういった方々の共通の理解が必要であろうと。それと、参加事業所からの意見、意向の把握、それと参照する側からの、病院としては提供しておりますが、そういった中では参照する側からの情報提供など、こういった課題が主なものとして上げられているところでございます。

その対応でございしますが、登録患者数をふやしていく関係でございしますが、現状は地域包括支援センター、ここで当院に入院する前に同意書を取得しているケースが最も多いといったところでございます。そうした中で、当院の地域医療連携室がございしますが、そ

らの連携室におきましては市内の終末期の患者さんであるとか、訪問診療、訪問看護につなげる患者さんを基本に同意書を取得している状況でございます。そこで、今後におきましては、この医療、介護サービス提供が必要とされる患者さんだけに限らず、退院支援を行うこの時点で同意書を取得していくといった考え方でいるところでございます。

それと、先ほど申し上げました医療職と介護福祉職との共通理解を深めるためにということでは、研修会であるとか症例検討会を実施していくといったところでございます。

あと、参加事業所の意見、意向の把握、これらにつきましては定期的にアンケート調査を行ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

それと、参照する側からの情報提供の関係でございますが、現在、先ほど申し上げたとおり、当院の医療情報を他の病院であるとか事業所さんが参照しているといったことでございますが、参照機関側からの情報提供、これについては実は本当に簡単な情報のみの提供であれば可能なのですが、これだけではなかなか機能しているところまではいっていないのではないかといたことがございます。このためこういった参照機関側からの情報の提供ができるようなシステム改修というか、改修までいけるかということはこれから検討ですが、そういった参照機関側からの情報提供が何とかできるような、そういったことを検討していく必要があるといったところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 余り専門的で頭に7割もとまらないなと思っているのですけれども、後で議事録をしっかりと読んでみたいと思います。

今砂川市立病院は、市内だけではなくて、中空知のセンター病院、空知全体の基幹病院でもあるわけなのですけれども、患者さんは市内の患者さんが約3割で、周辺の患者さんが7割ということで、本当に地域からも頼りにされている病院だと思っております。今のネットワークシステムのほうは、当座は市内を中心にやっていくのでしょうかけれども、将来的にその7割の患者様が住まわれている周辺地域との連携なり、その辺についてはどのようにお考えになっているのかお聞かせ願いたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 ご質問の中であったとおり、現在は市内の機関だけでこのシステムが稼働しているわけでございます。議員おっしゃるとおり、中空知全域であるとか、美唄市などの患者さんも最近はふえてきている状況にあると。そういったことから、当院とかかわり合いがある医療機関であるとか介護事業所ともこのシステムをつないで、情報の共有化を図っていく必要があるのかなということで考えているところでございます。医療機関では、当院から紹介であるとか逆紹介している病院、診療所、さらに認知症のかかりつけ医になっております認知症疾患医療センターと連携している病院、そういった診療所などにも説明は考えているところでございます。具体申し上げますとかなりの病院が出てくるわけですので、一例で申し上げれば今美唄のほうでは市立美唄病院を初め、国道縁

にある花田病院さんなどもそういった中の一つになってくると。滝川では滝川の脳神経外科であるとか、江部乙のほうでいけばおつファミリークリニックまでといったところ、そういったところがございますし、奈井江町では方波見医院さんなど、ほかにも新十津川、上砂川、歌志内市、それぞれ診療所などがございますので、そういったところが入ってくるといったことでございます。

それと、介護事業所でございますが、ここにつきましては各自治体の保健福祉部署というのが必ずございますので、そういったところにまずは説明をして、そして必要となればその事業所に説明しに行くといった考え方で、これについては一部着手しているというか、説明しに行っているところがございます。既に説明を終えているのが上砂川町でございます。あとは奈井江町は今後日程調整を行って進めていく考え方でございますし、その他浦臼町であるとか新十津川町、歌志内市、滝川市など、これらについても順次説明をしていく考え方で今現在はいるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 (1)についてはおおよそ理解したので、次に(2)のそら-ねっととの関係についてお伺いしたいのですが、先ほどの質問ともちょっとリンクするかもしれませんが、先ほど1回目の答弁ではおおよそわかったような気がするのですが、いまだ一度お伺いしたいのですが、みまもりんくと別のシステムであるということは理解しました。でも、将来的にはどうなっていくのかなという、別な組織なのではあるのですが、将来的に有機的なつながりというものも考えられるのかななんて思っているのですが、その辺の進め方なり、考え方についてお伺いしたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 先ほど1回目にご答弁させていただいたとおり、今後においてこのシステム2つについては協議がなされていくといったふうには考えているところでございますが、今この場で議員からご質問あった中で必ずこうなりますとかこうしますといった答弁は、それぞれのシステムがあり、それぞれのシステムに加入している自治体さんなり、事業所さんがあるわけでございますから明確にはご答弁できないところでございますが、そら-ねっとの関係の中空知の医療連携協議会の中では、実はご質問があったようなお話は既に出ております。そうした中では、最終的にはこの中空知の各自治体、砂川市のみまもりんくのようなシステムの構築といったものがなされてくるのではないかと。それらがつながるといったことによりまして、中空知地域全体での地域包括ケアネットワークシステムが構築されていくことになるのではないかなというふうに今現在は考えているところでございますが、これはまだ明確にこうなりますということではなくて、そうなるのではないかなということと考えているといったことをご理解をいただきたい。したがって、どうしてもうちが先進的にかなり進んでいるということはまず紛れもない事

実でございますが、そういった中では当面はしっかりと連携を図りながら、当院の役割と  
いったことでいえば地域において必要とされる医療の提供と、それとあわせて医療情報の  
提供、こういったことをしっかり担ってまいりたい、そのように現時点では考えていると  
ころでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、大きな2に移ります。臨床研修医についてということで、先  
ほど3つの質問に対して答弁をいただいたわけですが、臨床研修医、お医者さんの  
卵ですけれども、どこの自治体もまずお医者さんを確保するのも大変だという中で、臨床  
研修医の確保というところまでは手が回らないというのが実態ではないのかなということ  
も先ほどのご説明でわかりました。その中で砂川市立病院は、こういう制度ができてから  
今日までフルマッチとおっしゃっていましたが、国家試験に落ちない限り希望ど  
おり今まで順調に確保できているというお話を聞いて、非常に頑張っているのだなと。若い  
医者の卵からも砂川市立病院の存在感というものが認識されているのだなということで大  
変心強く感じた次第であります。

それで、再質問に入りますけれども、臨床研修医の応募をふやすために今どのようなこ  
とをやっているのか。お医者さんといっても、今の若い方々というのは非常に考え方も多  
様性があるのではないのかなというふうに思うわけなのです。病院として臨床研修医を集  
めるためにどのような努力をしているのかなと。ドクターなり、あるいは事務局としてい  
ろいろ取り組んでいるのだらうと思えますけれども、その辺についてお聞かせ願いたい  
のですが。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 臨床研修医の応募をふやすためというか、今現在というよ  
りもこれまで取り組んできたといったことで、それも含めてのご答弁とさせていただきます  
が、ホームページによる学生への周知ということで、特にここでは研修医の声といった  
ものを掲載しております。それと、特に幅広い患者を診ることができることであるとか、  
バックアップ体制がしっかりしている、こういったことなどを掲載してきております。そ  
れと、当院の臨床研修を終えて、現在全道、全国で活躍している当院出身のドクターにも  
呼びかけというか、口コミの中で砂川市立病院のほうで研修をしたらどうなのかというこ  
とで、そういったことでのお願い等もしているところでございます。あと、道内三医育大  
学であるとか道外、そういった学生の臨床実習、こういったものの受け入れ、さらに見学  
で最近では沖縄であるとか九州のほうからも見学に来られる学生さんもいらっしゃいます  
ので、そういったことの見学への対応もしているところでございます。あわせて札幌  
で開催されます北海道の臨床研修病院の合同プレゼンテーション、これに院長、さらには  
救命救急センター長なども一緒に行って、当院の臨床研修の内容を周知しているところで  
ございます。

それと、当院の研修においてさまざまな疾患が経験できるわけですが、特に救急外来、ここで2年間の救急外来の研修というのは当院の特徴の一つと。それと、内科研修というのを8カ月と。やはり内科が医療の原点であるといったことから、ここに重点も置いていると。そういったことで、院長を中心として熱意を持った指導医の教育であるとか、内科においては特に全国的に有名な総合内科で感染症の専門医の資格を持つドクターが毎週木曜日に研修医と一緒に診療に当たっていただけて、さらには感染症の教育も行っている。そういったことで、昼間の研修で各科を幅広く研修すると。そうした中では、看護師であるとか薬剤師であるとか医療技術、各種放射線技師から始まり、臨床検査技師もおりますが、そういった各部門も含めて病院全体で研修医を育てていると、そういったことが医師を目指す学生から高い評価を得ているところでございます。

研修医を集めているということで、実は平成26年に新聞社の取材を受けたこともございます。そうしたときには研修医の感想なども当時聞かれました。砂川市立病院では救急医療を担う中で子供から高齢者、さらには精神疾患といったところまで全ての患者が来られると。それを当然指導医、上級医はいますが、それを最前線で担うといったことが非常に勉強になると、そういったことのお話でございましたし、教育の力といったこと、キャリアアップといったこと、これらが応募をふやすためというか、これまでしてきた姿勢というか、過去の退官されました副院長の築き上げてきた財産だなというふうに私自身は考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 応募をふやすための方策については、今ご説明いただいて、道内だけではなくて道外、あるいは沖縄方面のほうからも見学に来るとか、砂川市立病院の存在感も私どもが認識している以上に大きいのだなということがわかったわけですが、またそれからお医者さんを初め看護師、病院を挙げていろいろPRをしている、あるいは研修医の人たちに対応しているというお話もよくわかりました。

では、先ほど質問の中で病院に残った臨床研修医数についてもご答弁いただいたのですが、砂川市立病院に研修後も残っていただく方策というか、先ほどの質問とちょっと角度を変えていただきたいのですが、そういった意味の努力というのはどういう努力をなさっているのかお聞かせ願いたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 先ほど1回目のご答弁で申し上げましたが、当院に残った臨床研修医の数については申し上げたとおりでございますが、ここで恐らく医師不足の中で初期研修を終えて、後期研修ということで残ってくれば非常に大きな戦力になる、これは間違いないところでございます。

ただ、方策というか、その前段に臨床研修病院の本質というものがどうなのだろうといったことは、過去の先ほど申し上げました副院長もおっしゃっていたわけですが、

一人の医師がキャリア形成していくと。そのキャリア形成していく上で実践的な初期の診療能力、こういったことを高めて、その後しっかり自分の道を選び、そして歩いていける、そういったことを支援する。そういったことこそが臨床研修病院の本質ではないのかと、そういったことで、そのために重要なことというのは事業管理者、院長も含め、病院全体のスタンスとして研修医たちに必要以上のプレッシャーというか、強制力を出すとかということではなく、伸び伸び、そして働いてもらう、そういった雰囲気を醸し出すことが必要なのではないかなと。このスタンスについては、まず今後とも変える考えはございません。そういった中でも当院の魅力、そういったものを考えてお残りいただいたドクターがいるわけでございます。

そういったことで、数多く残ってもらう対策としては、これだということではございませんが、研修を終えて一人でも多く残っていただけるよう、言うなれば若いドクター、そういったことでは医師にとって魅力ある病院、それすなわち医師がモチベーションを維持して、そして働きがいがある病院、そういった勤務環境、そういったものを今後とも整えていくと、そういった必要があると、そのようには考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今の説明で病院の苦労も何となく理解できたわけなのですけれども、1万8,000足らずと言ったら怒られますけれども、こんな小さなまちに巨大な病院があると。臨床医も今まで制度ができて以来フルマッチングでこられるということも、その現場での努力も大変なものがあるのだなということが理解できました。これからも研修医というのは、例えば悪いかもしれませんが、シャケでいったら川で生まれたのが何年か後には大海で育って、また川に戻ってくるというようなことになりますように、研修医も砂川でスタートした方はいろいろ経験を積んで、また砂川に戻ってくるというような流れが定着すれば非常にうれしいなと思います。現場では大変でしょうけれども、しっかり今後とも頑張っていたきたいなというふうに思います。細々としたことは、また別の場でもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな2の臨床研修医についてはこれで終わらして、次に学校における認知症教育と市役所職員等におけるサポーター養成についての再質問をさせていただきます。

先般8月1日に認知症のサポーター養成講座が、ひだまりの会が主催してふれあいセンターで行われたのです。講師は、地域包括センターの藤井直子さんで、我々参加してきました。これは、たまたま水島副議長の音頭で、そのときにあいていた方と言ったら怒られますけれども、議員有志5名でこの認知症サポーター養成講座に参加してみました。実は、私こんなところでプライベートなことを申し上げるのもあれですけれども、母親が認知症で、今美瑛の実家のほうで老健施設にお世話になっているのですけれども、以前から認知症については非常に興味を持っていたわけなのですけれども、副議長のお誘いでサポーター養成講座に出てきたわけなのですけれども、いろいろな関連書物を読みましたが、

本当に砂川は認知症の先進地だなということを改めて認識しました。このサポーター養成講座では、サポーターの意義だとかその辺についてご説明をいただくのと同時に、認知症そのものの特徴ですとか患者さんの対応の仕方ですとか、家庭内でいろいろな問題が起きたときの事例の報告ですとか、そういったこともあって非常に私にとっては新鮮であり、より具体的であったというふうに思います。

それとはまた別個に、皆さんご存じだと思うのですが、この「地域包括ケアってなあに？地域で見守る認知症」という、砂川モデルを全国へと、これは内海先生が編集して、市の職員の方々が執筆されている本ですが、これは皆さんもご存じだと思いますが、厚生労働省のホームページでも紹介されているというような本当に砂川市にとって誇るべき本なのです。私は、私ごとになりますけれども、執筆者のサインをいただきまして、これは宝物だなというふうに思っています。本当に砂川モデルを全国へというタイトルがついていますけれども、今まで認知症のモデルといえば福岡県大牟田の大牟田方式というのも結構マスコミ等で取り上げて有名なのですが、この砂川モデルというのも外部の方々の、特に認知症にかかわっている方々の注目を集めているということがあるということをお知らせしておきたいのです。

それとはまた別個について先般市民大学というのがありまして、9月7日にそちらの公民館のほうで市民大学がありまして、「認知症を学ぼう！～予防から介護まで～」と。市立病院の認知症看護認定看護師の福田智子さんが講師になって、我々受講してきたのですが、私内海先生のご講演も3度ほど拝見しましたけれども、福田看護師の講演も非常に具体的でよかったです。2時間足らずだったのですが、進行はアナウンスインプレッションのスタッフの方がなさっていたのですが、本当に2時間たったのかなと、こんな感じで進行しました。それで、終わった後参加者からの質問なり、ご意見が結構出まして、反応も非常に大きかったというふうなものがありました。それで、私社会経済委員会ですから、その場でまた具体的にはお話しさせていただきますけれども、あの講演は我々受講者だけにしておくのはもったいないなと。ホームページに張りつけることができれば一番いいなというふうに、砂川モデルと言われるぐらいですから、講師の方もそういう看護師さんもすばらしい人がいるぞというようなものをそのくらいPRしてもいいのかなと。全国に教えてあげてもいいのかななんて強く感じたところでございます。

話が前後しましたが、先ほどサポーター教育に行ったときに、私今腕にしているのですが、オレンジリングというのがあるのです。先ほどご答弁の中でオレンジプランというのが計画そのものなのですが、それに伴ってサポーター教育に行った方は認知症の理解者としてこういうオレンジリングというものをいただくのです。きょうは、行った5名の方それぞれリングをつけてきてくれていることになっているのですが、私どももしっかり砂川モデルにふさわしいような議員でありたいというふうにも思っておりますので、自分自身も認知症に対する勉強を今後も続けていきたいというふうに思っ

おります。

そこで、本論に戻るわけですが、先ほど来認知症におけるサポーター養成についてそれぞれの職場の対応についてお伺いさせていただきました。一つ一つ再質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、教育委員会のほうなのですが、今後所管の市民部とも連携を伴いながら、実行していきたいようなご答弁だったかなというふうに思うわけなのですが、一方で教育委員会の場合道教委の時間割があって、なかなか臨機応変な対応というのは物理的に難しいというふうに伺っているのですが、その辺道教委との連携というものはどういう課題があって、時間としてどのくらいの時間が必要なのか。きょう言ったから、すぐあした実行できるということにはならないと思うのですが、その辺の仕組みなり、課題についてお聞かせ願いたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

増山裕司議員の質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長 河原希之君 それでは、学校における認知症教育並びにサポーター養成ということで、授業中の時間割の関係の課題も含めてというご質問でございましたので、ご答弁させていただきますけれども、学校の授業につきましては学習指導要領の中で設定をされておりまして、例えば道德の時間、それから総合的な学習の時間、特別活動の時間ということは、各学校ではなくて指導要領の中で決められていると。学校の中では、年間を通じてそれらの各授業においてのカリキュラムが既に組み立てられているということでございまして、いきなりこの認知症教育と、先ほどご答弁いたしました高齢者の理解を深めるための教育の一環としてということでお話というか、そういうふうに学校のほうでも思いましても、年間のスケジュールの中でこなしていくそれぞれのいろんな授業がございますので、それはなかなか難しい、時間がかかるということもございます。さらに、これらにつきましては、今まで高齢者との交流ということも含めて総合的な学習の時間の中でも福祉という大きなくりでは授業をやっております、実際に。ただ、ピンポイントで認知症というところでやった部分はございませんけれども、学校側のほうからそういう授業をしたいので、こちらのほうに養成講座なり、講義をしていただきたいというお話があれば、介護福祉部局と協議をしながら進めてまいりたいという考えでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 わかりました。

それで、具体的に言うと、道新の9月7日の朝刊ですけれども、北竜のほうで小学生に講座として認知症教育をやったという記事が取り上げられています。5年生9人に対して認知症について説明したということが掲げられていて、さらに10月には北竜中学校2年生を対象に講座を開いていくというのが記事になっているわけなのですけれども、この辺今次長おっしゃられた指導要領とかその辺の兼ね合いからいうと、結構この辺も前から準備していたから、こういったことができたのだなということが何となく理解できるのですけれども、いま一度この辺の情報について何か把握しているものがあればお聞かせ願いたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 北竜町で行いましたという記事で、私たちも情報収集をいたしました。これにつきましては、1年以上も前から介護部局が教育委員会を通して学校現場にこのような養成講座をしてほしいという要請があって、学校の中で1年前から調整をしながら、道徳の時間でこれを行ったというところでございます。したがって、私たちがまだそういう事例はいただいていませんけれども、市のほうの介護部局のほうと協議というか、そちらのほうからのお話をいただいたときには、教育委員会として学校のほうにもそのように取り次いでまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 学校のほうは時間がかかるということもわかりました。でも、認知症教育について十分原課とも連携をとりながら、可能性についてはぜひ追求して、実行していただきたいなということをお願いして、学校のほうは終わります。

次に、市役所のほうなのですけれども、市民部と連携しながら前向きに検討していきたいということで、方法は別として研修していきますというふうに、平たく言うとそういうふうに捉えました。それでいいかどうかということと、先ほど申し上げましたように砂川は認知症については砂川方式と言われるぐらい全国モデルになっているわけですから、ぜひ職員の方にも、私ども有志でサポーター養成やってきましたけれども、そのサポーターに一人でも多くの方が養成されるように、そういう研修のカリキュラムを組んでいただきたいなというふうに思うわけですが、総務部長のお考えをいま一度お尋ねします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 議員さんから研修についてということでお尋ねあったものですから、研修計画を立てた中でという部分と、あと講習会というような種別で職員に広く周知する部分もございまして。それらを踏まえて実現に向けて原課のほうと検討しながら、どういう時間があるのかという部分を含めて必要になりますので、実施に向けて検討するというご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今ご答弁いただいたので、そういったことでやっていただけるといふ

うに理解しますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

以上で私の一般質問は終了します。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、通告に基づきまして、私から大きく2点について伺います。

第1点目として、児童生徒のスマートフォン等インターネット接続機器の適正な利用についてであります。内閣府の青少年のインターネット利用環境実態調査によれば、児童生徒のスマートフォン等インターネット接続機器の普及は拡大し続けています。しかし、児童生徒の利用については、長時間利用による健康や学習への影響のほか、いじめや犯罪に巻き込まれる危険性など課題も多く指摘されている状況です。本来児童生徒のスマートフォン等インターネット接続機器の所持や利用については、保護者が判断すべきことですが、大人も技術の進歩に追いつくのが難しい現状であり、どのように子供に指導してよいのか戸惑いもあるのが現実ではないかと考えます。そこで、以下の点について伺います。

（1）学校における情報モラル教育の取り組み状況について。

（2）ネット上のいじめ等に関する取り組み状況について。

（3）家庭や地域に対する働きかけについて、①、家庭でのルールづくりやフィルタリングの促進について。②、地域における連携体制について。③、教育委員会が果たす役割について。

大きな2点目として、市庁舎等の行政財産の管理適正化についてであります。市庁舎等の行政財産は、市民の税金により取得され、管理が行われています。その管理については、政治的中立性、公平性及び透明性が求められ、何人も市民から誤解を招かない利用を心がけなければなりません。また、砂川市においては、平成19年度に砂川市行財政改革に関する答申書を受け、より一層の歳出削減、歳入確保を図っているところです。特に歳入確保においては、使用料の見直しも大きな柱となっており、市民負担の公平性の原則のもと見直しが図られ、市民にも新たな負担を求めているところです。しかし、市庁舎等の行政財産の管理等については、幾つか課題があると考えます。そこで、以下の点について伺います。

（1）市庁舎利用の状況等について、①、市庁舎利用の許可の状況について。②、勤務時間内における政党、団体等の機関紙等の配付等の状況について。③、行政の政治的中立性、公平性及び透明性の確保と市庁舎管理規則について。

（2）市庁舎の安全確保と秩序維持等に必要な事項等について、①、禁止行為の明確化について。②、違反者に対する措置の明確化について。③、職員等の通報義務について。

（3）市庁舎等行政財産の目的外使用許可及び貸し付けについて、①、使用料等の算定根拠と徴収の状況について。②、使用料等を減免している団体等の状況について。③、電気料等の費用を徴収してしない場合の理由について。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 私のほうから大きな1、児童生徒のスマートフォン等インターネット接続機器の適正な利用についてご答弁申し上げます。

最初に、(1)学校における情報モラル教育の取り組み状況についてであります。情報モラル教育につきましては、平成20年閣議決定されました教育振興基本計画において学校、家庭、地域における情報モラル教育を推進することとされているほか、平成21年4月から施行されております青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律においても、児童生徒がインターネットや携帯電話などを適切に活用する能力を習得することができるよう、社会教育及び家庭教育とあわせて学校教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進を図ることとされているところでございます。こうしたことから、教育委員会といたしましてもインターネットやスマートフォンの急速な普及に伴い、児童生徒の情報活用能力の育成が求められており、それらの使い過ぎによって児童生徒の生活習慣が乱れるケースや深刻なトラブルが発生することが懸念されておりますことから、情報端末の使い過ぎや学校への不要な持ち込みなどに注意するとともに、利用時の危機回避など情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠であると考えております。

小中学校における情報モラル教育の取り組み状況につきましては、道徳や総合的な学習の時間を活用して、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動を初め、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動などを通じて、児童生徒自身が被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手をかすことのないよう情報モラルを確実に身につけさせる指導の充実を図っているところでございます。

次に、(2)ネット上のいじめ等に関する取り組み状況についてご答弁申し上げます。児童生徒がインターネットのウェブサイトを利用して行うコミュニケーション活動において、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに巻き込まれることを未然に防止するため、学校、家庭、行政が一体となって児童生徒のネットコミュニケーションを見守る活動を通して児童生徒の健全な育成を図っていくことは極めて重要であると考えているところでございます。

教育委員会におけるネット上のいじめ等に関する取り組み状況につきましては、平成25年度から北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動に基づき、北海道教育委員会が委託しておりますネットパトロールの民間業者と連携し、市内小中学校の児童生徒によるネットワーク上の誹謗中傷や個人が特定できる情報等不適切な書き込みを発見した場合は、委託業者から情報を提供していただいております。その情報に基づき学校に対して情報を削除するための対応策や児童生徒への指導のあり方などについて指示をしているとこ

ろでございます。また、小中学校におきましても生徒指導担当教諭や管理職が定期的にネットパトロールを実施し、不適切な書き込みを発見した場合は適宜個人に指導するとともに、保護者懇談会、入学説明会の折や学校だよりなどを通して保護者に対しインターネット、スマートフォンを初めとした携帯電話の使用にかかわる家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定等について意識啓発を行っているところでございます。

次に、(3) 家庭や地域に対する働きかけについての①、家庭でのルールづくりやフィルタリングの促進についてご答弁いたします。近年急速に普及、進展する携帯電話やスマートフォンなどの使用によるインターネットの利用がトラブルに発展するケースがふえているところであります。このような状況の中、それらのトラブルを解決するためには携帯電話やスマートフォンなどの使用についてのルールづくりは必須の課題となるところであります。そのルールについては各家庭においてつくっていくものであり、子供の発達段階に応じて保護者などの大人がルールを決める他律から、子供みずから考える自律へと促していくことも重要であると考えております。今後におきましては、家庭の教育力向上を図るための事業の充実、PTAや警察署など関係機関と連携した学習機会や学習資料の提供などを引き続き行っていくことにより、各家庭において適切なルールが定められる環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、フィルタリングの促進については、教育委員会、青少年問題協議会、青少年指導センターが作成している平成28年度砂川市校外生活の心得において有害サイトへのアクセスの規制防止としてフィルタリング機能の利用を推進するよう啓発をしているところであります。市内における小中学校の全児童生徒に配付するとともに、保護者に対しても注意喚起を実施しているところであります。今後におきましても引き続き関係機関と連携を図りながら、どさんこアウトメディアプロジェクトなど道教委や文科省から提示されている最新の学習アイテムの提供を速やかに行うとともに、これ以上にフィルタリングの促進について取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、②、地域における連携体制についてご答弁いたします。地域における連携体制につきましては、市内小学校、中学校、高等学校及び砂川警察署で構成される青少年指導センター会議を毎月開催し、スマートフォン等インターネットの適正な利用が図られることも含めた情報交換、協議を行っており、児童生徒の健全育成及び非行防止並びに安全確保に取り組んでいるところでございます。また、各学校区のPTAや砂川市PTA連合会においても学校、家庭、地域が連携して家庭の教育力向上を図るために実施したいいき家庭セミナーにおいて、携帯電話やスマートフォンなどの使用によるインターネットトラブルを防止するという内容の学習機会の提供をしてきたところであります。今後におきましては、保護者や地域住民が講義やワークショップなどを通して今日的な教育課題への対応を学ぶことができる空知親学セミナーへの積極的な参加をこれまで以上に推奨するなど、

引き続き学習の機会を提供するとともに、学校、家庭、地域の連携をより強化することによって情報の共有化を図りながら、トラブルの未然防止、被害の拡大防止を図ってまいりたいと存じます。

最後に、③、教育委員会が果たす役割についてご答弁いたします。スマートフォンやインターネット等によるトラブル防止のためには、学校から家庭への啓発活動を行うとともに、ジャリ子四季体験塾など親子で参加する事業を展開することによる家庭の教育力の向上やあいさつ運動を初めとするPTA、町内会、家庭教育サポート企業など地域が一体となって子供たちを見守る環境づくりが今後も必要であると考えております。教育委員会の果たす役割といたしましては、先ほどもご答弁いたしました家庭でのルールづくりやフィルタリングの促進、地域との連携強化の取り組みを引き続き進めていくとともに、学校教育及び社会教育においても日々変化する情報社会に即応したインターネットの適切な利用に関する教育の推進を図り、児童生徒のスマートフォンやインターネット等によるトラブル防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 大きな2、市庁舎等の行政財産の管理適正化についてご答弁申し上げます。

初めに、市庁舎利用の状況等について、①の市庁舎利用の許可の状況についてでございます。庁舎の利用を希望する事業所、団体等に対しては、砂川市庁舎管理規則に基づきまして利用の可否を判断するため申請書の提出を求めており、庁舎としての行政財産の用途及び目的を妨げない限度において利用を許可しているところでございます。直近の状況としては、本年度3件の申請に対して許可証を交付しているところでございます。

次に、勤務時間内における政党、団体等の機関紙等の配付等の状況についてであります。庁舎内における事務事業と関係のない物品の販売等については、勤務時間の内外を問わず砂川市庁舎管理規則に規定されているとおり、市長の許可を受けなければならないものであります。この規定は、政党、団体等に限らず、各種事業所等にも適用される事項ではありますが、現状として一部の事業所等については慣習により庁舎利用の許可を得ないまま配達等が行われているケースはあるものと認識しているところでございます。なお、これらの配達等に関しては、一律に規則の厳格な運用を図ることは事務事業との関連性の有無などを随時確認することが現実的には困難であるため、社会通念上許容されるものもあろうかと考えますが、公務の執行に著しく支障となるような行為である場合には改善を求めるものであり、不特定多数に対する物品の販売等は従前より原則許可をしていないところでございます。

次に、3つ目、行政の政治的中立性、公平性及び透明性の確保と市庁舎管理規則についてであります。市庁舎管理規則においては、政治的中立性、公平性及び透明性を侵害する行為に対して規則を行う定めは設けておりませんが、職員にとって政治的中立性の確保等

は市民全体の奉仕者として必要不可欠であり、事業所等から公正な公務の執行に支障となるような行為がされた場合には改善等を求めるべきものと考えているところでございます。

続きまして、(2)の市庁舎の安全確保と秩序維持等に必要な事項等についてでございます。1番目の禁止行為の明確化についてでございますが、庁舎管理規則では禁止行為として、「何人も庁舎において公務の執行を妨げ、若しくは妨げようとする行為をしてはならない」と定めており、具体的な行為は明文化しておりませんが、退去命令等として同規則第13条の各号に定める市民に危害を及ぶ可能性がある行為などが禁止行為に相当するものと考えているところでございます。

次に、違反者に対する措置の明確化についてでございますが、庁舎内で禁止行為に及んだもの、またはそのおそれがあるものに対しては、管理規則に定める庁舎の管理上必要があるときはその行為を禁止し、庁舎から直ちに退去することを命ずるものとするに基づきまして、庁舎外への退去等を命じるものでございます。

次に、3点目、職員等の通報義務についてでございますが、庁舎内における秩序の維持及び施設等の保全管理上問題が生じた際の職員の通報義務については明文化しておりませんが、職員が来庁者の安全確保及び業務遂行の維持を図るためには、先ほど申し上げました禁止行為を確認した際には直ちに所属長を初め管理責任者、防火管理責任者等に届け出、通報することは当然の責務であり、速やかに履行されるものと考えているところでございます。また、職員以外の方がこの禁止行為を見聞きした場合には、一般的には最寄りの職員、窓口へ通報されるものと考えているところでございます。

続きまして、(3)市庁舎等行政財産の目的外使用許可及び貸し付けについてでございます。1点目、使用料等の算定根拠と徴収の状況についてでございますが、市の公有財産規則第20条に基づきまして行政財産の目的外使用を許可したものに対しては、行政財産の目的外使用に関する使用料条例第2条で定める基準により使用料を求めるものでございます。具体的な算定方法につきましては、土地及び建物が当該物件の固定資産評価相当額に係数を乗じて得た額を、その他の物件では定額を請求するものであり、28年度は市庁舎の関連では自動販売機2台、ATM1台、郵便ポスト1個の使用料を各事業所より徴収しているところでございます。また、行政財産の貸付料については、砂川市公有財産規則に基づきまして普通財産に関する算定方法を準用するものであり、具体的には目的外使用の使用料と同様の算定の方法となると考えておりますが、現状としてはこれに該当する物件はないものでございます。

次に、使用料等を減免している団体の状況についてでございます。平成28年度は、行政財産の目的外使用を許可した6つの事業所のうち、3つの事業所に対して使用料を免除しているところでございます。また、3つの事業所には一部を除き電気料等の管理経費についても負担を求めているところでございます。

次に、電気料等の費用を徴収していない場合の理由についてでございます。電気料につい

ては、電力会社との契約は1契約につき電気メーターの設置が1カ所とされ、別個にメーターを設置するためには多額の工事費用が見込まれることやその他の管理経費については極めて少額と見込まれることから、当該事業所に対して負担は求めておりませんが、来年度以降の電気料については庁舎の使用面積による案分計算などで負担を求めていく考えであります。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問してまいりたいと思います。

まず、児童生徒のスマートフォン等インターネット接続機器の適正な利用について（1）から順次お伺いしていきたいと思いますが、学校におけるモラル教育については、学習指導要領に基づいて行われているということなのだと思いますけれども、それは理解しましたが、そうしますと小学校、中学校と各段階における内容というのはおのずと異なってくると思うのですが、具体的にどの学年ではどのような内容の情報モラル教育が行われているのかについてまずお伺いしたいと思います。

（2）のネット上のいじめについてですけれども、ネットパトロール等を行われているということなのですが、実際砂川市におけるそうしたネット上のトラブル、あるいはいじめのような事態がかつてあったかどうか、そして現在もあるかどうかについてをまずお伺いしたいと思います。

続きまして、（3）ですけれども、家庭や地域に対する働きかけなのだと思いますけれども、さまざまな働きかけが行われているというのは理解いたしました。しかし、ことしの夏のポケモン騒動についても記憶に新しいところですが、さまざまなネットサービス、あるいはトラブルというのが日々生じているような状況ではないかと思えます。そうしますと、保護者もそれらについて混乱が生じているのではないかと思えますが、現状について把握する必要があるのではないかと。そのためには先ほどおっしゃられました家庭でのルールづくり、あるいはフィルタリングの状況について、実態について把握すべきではないかと思われまので、もしかしら現状何らかの数字等を押さえているのかもしれませんが、もしあればそれをお示ししていただきたいのと、なければそうした家庭でのルールづくり、フィルタリングづくりについて調査をすべきではないかと思われまますが、それについての考え方を伺いしたいと思います。

それから、関係機関と地域との連携、あるいは教育委員会が果たす役割についてであります。非常にさまざまな団体が子供たちを守るためにいろいろな活動をしているというのはわかったのですが、それぞれの機関の果たす役割、あるいはどのような連携体制というのが今ざっと聞いただけではわかりにくかったなと思うのです。当然教育委員会の果たす役割というものもその中にもあるわけですが、そうした各団体や地域との役割分担についての体系的に整理したものが何かないのかと。あるのであればお示ししていただき

たいのと、なければそうした取り組みの体系について児童生徒にもわかりやすいような形でお示しするような方法、何らかの手段がないのかということについてをまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 大きく4点ほどかと思えます。まず、小中学校それぞれ発育段階における情報モラル教育ということでございますけれども、基本的には今行っているのは道徳の時間、総合学習の時間において行っているというのが現状でございます。

まず、総合的な学習の時間につきましては、学習指導要領の中で3年生以上というふうに決まっておりますから、3年生、4年生という中学年で、まずは日常モラルから入るといようなことから始めてコンピュータに入っていくと。それから、高学年につきましては、ある程度知識が出てきますので、その回避だとか正しい情報の知識だとか、そういったことを含めて学習をしているというのが現状でございます。また、中学校につきましては、小学校も一部ありましたが、警察署の職員が来て講義をします。その中で、インターネット、スマートフォン関係のトラブルですとか事例等を交えた中での注意喚起啓発を行っている。さらには、情報通信会社を講師としたモラル教育というのも中学校では行っております。そのほか各学年においては、学級活動の中でそれぞれの各担任が適宜情報モラル教育を行っているというのが現状でございます。

それから、2点目、ネットトラブルによるいじめ、トラブルがあったかというご質問でございますが、6月に道教委の実施したいじめアンケート調査、そしてそれ以降、これについてはネットにかかわるいじめ、トラブルについては報告はございません。

それと、保護者に対するフィルタリング、それからルール、さらには携帯電話、スマートフォンの利用状況等々もだと思えますが、それらの把握というご質問だと思います。これにつきましては、全国学力・学習状況調査というのが毎年ありまして、この中で設問項目があって、スマートフォン、携帯電話を1日どれぐらい使うかという調査項目があります。これは、全国学力・学習状況調査ということで対象が小学校6年生と中学校3年生のみというデータですけれども、これについてはデータ結果を申し上げますとスマートフォンの所持、これにつきましては小学生で約半分が持っていないという回答、中学生については、中学3年生です、これは13.7%が持っていないといいますが86.3%が持っているというデータがございます。現在把握しているデータについてはこの点だけございまして、フィルタリング、それから家庭でのルールの関係の状況把握についてはしておりませんが、これらについては校長会ともこれらの子供たちの発達段階に応じて調査をすることについての協議はさせていただきたいというふうに考えております。

さらに、関係機関との連携、これが体系的にわかるものということでございますが、まず青少年問題協議会というのがございます。これについては、構成として教育長、警察署長、校長会、砂川高校、PTA連合会、町内会、社会福祉協議会等も含めた方々12名で

構成をされておりまして、これについては青少年の健全育成の保護ということで、ご質問の情報機器に係るトラブルも含めた中の協議を行っている。さらに、青少年指導センター、これについても教育長、それから校長会2名、PTA連合会2名、砂川高校、町連合等先ほどの問題協議会と同じメンバーですけれども、ほぼ同じ形になりますが、これについても青少年の健全育成ということで、子供たちの学校外の生活の心得というのをつくっておりまして、これについての作成を中心として情報交換を行っているということでございます。大体地域との連携というのはそういうことになっておりますので、それらを含めた中で子供たちの情報機器によるトラブル防止等について取り組んでいるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、また再度確認してまいりたいと思いますけれども、モラル教育の状況というのはよくわかりました。

ただ、先ほどもお答えがあったところなのですけれども、児童生徒がどのような機器を所有しているのかによっておのずと指導の方法等も変わっていくのではないかと。また、現在ICT教育の推進や、あるいは今後プログラミング教育の必修化という流れもありまして、ますます子供たちのインターネット、スマホ等に触れる時期が早まっていくのが予想できると思います。そうしますと、場合によっては小学校低学年からパソコン、スマホを使うというような時代が来た場合に備えて、今の段階では小学校の一部、中学校の一部の状況しか把握されていないのですが、ある程度の幅を持って児童生徒の情報機器の所有状況と利用実態等について把握する必要があるのではないかと思いますので、その辺についてお考えをお伺いしたいということです。

それと、いじめについてですけれども、実際になかったということで、非常に幸いなことなのですけれども、ただ道教委の現在のネットパトロール等をされているということなのですが、ただ道教委のネットパトロールも実際見ると、いわゆる有害サイトとか、あるいはネット掲示板による誹謗中傷ということだったのですが、実際今の子供たちがそういった掲示板を利用しているかといえば、なかなか今の時代、つい数年前までは利用していたかもしれませんが、現在はそういったものを活用されていないのではないかと。実際どうなっているかといえば、特定の名称を出してもあれなのですけれども、ライン等の無料通話アプリを活用して、個人対個人、あるいは個人とある程度の人数での中でやりとりをしているという形で、見えやすい形、わかりやすい形でのいじめというのはなかなかこれは把握しづらい状況なのかなと思われまして。そうしますと、現代の状況に合わせた形で把握しづらいようないじめについてどのように教育委員会では認識されているのか。あるいは、そういった閉じたネットワーク内におけるいじめについてどう対処されているのかという部分について考え方を少しお伺いしたいと思います。

それと、地域の果たす役割ということで、いろいろな団体があって、恐らくフローチャ

ートみたいのがあって、そういうのが体系的に整理されているとは思いますが、ただ私その家庭や地域への働きかけということで、国や道が出している文書をいろいろ拝見させていただきました。そしてまた、ことしの夏のポケモン騒動のときにも国からチラシ等が来て、それが例えば地域交流センターゆうにも張られていましたが、そういうのを見ますとやはりちょっと難しいのかなと。ボリュームも多いし、書いていることもかなり複雑であったり、場合によっては児童生徒はわかったとしても大人はよくわからないというような状況にあるのではないかと思います。現在も道教委なり、市から学校に対してさまざまな文書等を発送されていると思うのですが、それが実際家庭や子供たちの気持ちに届いているのかといえ、なかなか難しい部分もあるのではないかと。専門用語も多用され、わかりづらいのではないかなというふうな感想を私は抱いております。そうしますと、どういう方法がそれは適切なのかなということを考えますと、例えば道内でいえば苫前町で行われている取り組みでは保護者、児童生徒に対するメッセージ的なもの、例えば苫前においては友達や自分の時間を大切にする、あるいは周りの人を傷つけないというような形で、非常にわかりやすい日常用語を使ったインターネットに対するその対策をわかりやすい形で児童生徒に、あるいは保護者に伝えているという取り組みを行われている自治体も見受けられます。そうした家庭でのルールづくり、あるいはフィルタリングというのは、家庭内での役割だというのは当然わかっておりますが、一方ではそれを促進するためには教育委員会の果たす役割というのは非常に大きいということになるかと思います。国、道からさまざまな情報が来るわけですが、それをうまくそしゃくしてわかりやすい形で保護者、あるいは児童生徒に伝えるという役目も大きいのではないかと私は思うところなのですが、現状の取り組みは取り組みとしてわかっています。そうした文書もさまざまな場面で発送されて、児童生徒に届いているというのはわかりますが、その内容面については一工夫していただきたいなど。そういったことで、わかりやすい形で保護者、児童生徒に届くような形で何らかの方法がとれないか、その点について考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長 河原希之君 先ほどご質問をいただいた件の前に、大変申しわけありません。訂正答弁をさせていただきます。

地域との連携の関係でご答弁申し上げました青少年指導センターの構成につきましては、

先ほど教育長、校長会、砂川高校、PTAほか町内会等というふうにご答弁申し上げましたけれども、正しくは校長会、各小中高の生徒指導の先生、さらには砂川警察署生活安全課、学務課指導主事、社会教育主事の構成の誤りでございましたので、訂正いたします。申しわけありません。

それと、先ほどご質問いただいた3点だと思います。順次ご答弁申し上げます。まず、子供たちの所有している状況ということで、使っていく時期、それから所有している年齢等々を把握することによってその対応策も変わってくるのではないかというご質問だと思いますけれども、その状況調査につきましては、先ほどもご答弁いたしましたとおり、校長会と十分協議をして検討してまいりたいというふうにご考えております。ただし、いじめ等の事象が重大なことが起きた場合については、それなりの対応はとらないとならないとは考えておりますが、まずは校長会と協議をさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、ネットパトロールの関係は掲示板のみの防止策ということで、現状はライン等こちらのほうでトラブルが多いと。その対策についての考えというご質問だと思いますけれども、これについてはグループ同士でやられる、さらには対人同士、人と人だけの関係でやられるということで、なかなか外部からは見つからないというのが現状でございます。これにつきましては、6月と11月にアンケート調査をしていますから、そこで申告をしていただくということと、常日ごろから道徳の時間等を含めて生徒には何かあったら必ず申し出るということでご指導をしているというのが現状でございますから、その関係についてはさらに再確認して、教育委員会としても指導を強化してまいりたいと思っておりますし、教員のほうも砂川市いじめ防止基本方針の中でどんなささいな兆候でもいじめと関連づけて様子を見るというふうになっておりますから、この辺のところではいじめのライン等々の対策はしていくという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、ルールづくり、それから情報社会に対する知識等々わかりづらいというお話で、子供は理解しているけれども、保護者のほうの理解ということがございましたけれども、ポケモンGOのときは少し緊急性がありましたので、お役所的な、行政的なかたい、わかりづらい文章が確かに出たというのはございます。ただ、北海道子どもの生活習慣づくり実行委員会というのが道教委の社会教育に事務局を持っているところがありまして、こちらではさまざまな啓発文書を出しておりますが、保護者、児童にもわかるように保護者用、それから児童用というふうに分けて、わかりやすい啓発文書もございます。これにつきましては、適宜長期休業前に学校のほうにお配りするなどして周知啓発を図ってまいりたいと。さらに、オアシス通信につきましても特集を組んで、28年の1月号に親御さんにも子供にもわかるような「インターネットとスマホを上手に使うためには」というタイトルで、これは全戸配布と、全戸回覧という部分もありますけれども、周知させていただいておりますので、このような取り組みを今後とも進めてまいりたいというふうにご考えておりま

す。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 とにかく情勢は日進月歩ということで移っていきますので、きめ細かな対応をぜひお願いしたいと思います。

それで、最後にぜひ教育長にお話をお伺いしたいと思うのですが、インターネットというのはもはや既に私たちの生活に根深く浸透しているという状況で、子供たちにおいても日常生活、あるいはICT教育、あるいはプログラミング教育の必修化という流れの中で、ますますコンピュータ、インターネットに触れる時間がふえていくのは間違いないと。そして、ますます低年齢化も進んでいくというのは間違いないと思います。そうしますと、これまでも取り組まれていましたが、インターネット、情報モラル教育というのは、役割というのはますます重要になってきますので、特に砂川市における情報モラル教育の推進についてぜひ教育長の所信をお伺いしたいと思います。これで最後にしてお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私のほうから情報モラル教育の所信ということで、今まで教育次長のほうから種々細かい部分をご答弁させていただいておりますので、重複するところもあるかと思いますが、私の基本的な考えということでお話をさせていただきます。

まず、このコンピュータ教育につきましては、とにかくこれは適正に使っていただく。これを適正に使わなければ事件、事故に巻き込まれる、あるいはいじめの原因になってしまうと、こういう状況にございますので、ここの取り組みを今種々お話をさせていただきました。これは、学校でやるべきこと、家庭でやるべきこと、地域でやるべきこと、それから児童生徒がみずからやらなければならないこと、そしてこれを連携して複数の団体が複数の目で子供たちを見てあげると、これが一番重要だというふうに思っています。いじめのところに関してだけお話ししますと、これは先ほども次長からご答弁させていただきましたが、本人だけではなく、周りから見てもこれはいじめに該当するのではないかと、あるいはいじめられているのではないかと。これは、初期の段階でいけば悪ふざけであっても周りの目から必要だと思えば、それは学校に上げていただくことになっておりますから、そうすると本人だけではなく周りの目でも児童生徒が自分の同級生のところも見ていただくと。この身近なところから地域のところまでとにかく複数の目で見ていくということが重要でありますので、いずれにしましても児童生徒が事件、事故に巻き込まれる、いじめに遭う、こういうトラブルに巻き込まれないためにモラル教育についてはこれからも推進をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、大きな項目の2点目に移っていききたいと思いますけれども、

まず（１）から順次確認してまいります。先ほど市庁舎利用の状況等ということで許可の状況についてお伺いしましたが、３件あったということなのですけれども、その３件が一体どういった内容なのか差し支えなければ教えていただきたいということと、慣習上利用されている方が販売等に来ておられるということなのですけれども、それは一体どういった方なのかということについてお伺いしたいということで、まずそちらについてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、３件の内訳でございますが、これは今年度開発局さんでパネル展をやるということがございまして、許可が必要でしょうかということで提出があったものでございます。

あと、慣習上にどういうものがありますかというお話でございます。政党の機関紙もございまして、それから市内の事業者さんが雑誌を配達する、それから一般にヤクルトさんといいますけれども、職員の中で買っている方がいらっしゃるものですから、その配達に来る等々がございまして。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 パネル展のお話はわかりました。それは当然だと思っておりますけれども、問題は慣習上のお話をさらにお伺いしたいと思っておりますが、基本的に当然不便だということもあるのですが、ただここは市民の皆さんが利用する市庁舎ということで、さまざまな個人情報等、パソコンは見ることはないと思いますが、机の上をちらっと見ただけでも多大な情報が載っているということは多々あるというふうに思います。そうしますと、部外者の方には失礼かもしれませんが、ある程度出入りをチェックする必要性というのは当然出てくると思っております。

また、ヤクルトと雑誌の配達というのもわからないでもないですけれども、政党の機関紙というのはやや異なるのではないかなと思っております。私は、特にある政党をどうこうかということとは別に問うつもりはございません。また、個人名を挙げて、こういう人が何かしているということも言うつもりも全くございませんので、誤解がないようお願いしたいのですが、それとは別にやっていいことと悪いことがあるのではないかなと。また、各職員さんの政党支持とかそういうのも私は全く興味がございませんので、それは内心の自由ということで憲法に保障されておりますし、それはご自由にという話なのですが、ただそれは勤務時間内ではどうなのですかという考えになると思っております。勤務時間外に大いにやっていただきたいと思っておりますが、勤務時間内にそのような政党の機関紙等を購入するか料金を払うとかというのはやや疑問を生じられると思われそうですが、その辺③の政治的中立性、公平性あるいは透明性の確保の部分と関連してどのように考えているのか、市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 政党機関紙のお話がメインになっているようでございますけれども、政党機関紙であっても物販であっても方法論としては同じものというふうなくくりでいいのかなと私どもは思っておりますし、行政の政治的中立、もっともなお話でございますけれども、行政行為としての中立性でございますので、各個人については政党支持があっても、それは議員さんおっしゃるとおり関係ないことなのかなとは思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 問題は、内心の自由ということではなくて、それが外部にあらわれた場合の部分はどうなのかという判断になってくると思うのですが、市役所のような厳重なセキュリティを要する個人情報を扱っているような部署においては、窓口というのはある意味人の出入りというのは当然であって、そこは逃れられない宿命だと私も思いますが、執務室内においてはやや別個な判断が必要ではないかと思われまます。部外者が出入りすると。顔見知りであるから顔パスでいいのだということではなくて、そうだとした場合の紙をちらりと見るといろいろ細かな個人情報、あるいは重要な秘密が載っているということは多々あると思しますので、その出入りの部分をチェックしなければならないという部分については気をつけていただかなければならない。

あとは、かみ合わない部分もややあったと思うのですが、新聞の配達とかはご自宅でやっていただけないのか。それは当然だと思うのですが、なぜわざわざ市庁舎にやってきて、それをしなければならないのか。非常に疑問に思うわけです。それは、内心の自由については私も何度も言うとおりに問いませんが、そういった事実行行為については、各人ご自宅にお帰りになられて新聞を受けると。料金もその場で払っていただくという形で、わざわざ市庁舎内でそれを行う必然性は私はないと思っておりますけれども、その辺についてもう少し詳しくご答弁いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 機関紙を中心にお尋ねいただいておりますけれども、自宅へというお話もでございます。実際に職員が講読に当たって、書籍もそうですけれども、公務上に関係する部分は職場で見たいということがあって書店から配達していただく。それから、政党機関紙についても公務上関係ある部分があるので、わざわざ自宅というところではなくて、職場で読みたいという部分も当然あるということで、実際今赤旗という機関紙を配達しております。それから、一般の読売新聞等々も職場で読まれている方もいます。あと、公明新聞という新聞も庁舎内に配達されている実態もでございます。それらを全て規制するという考え方はございませんので、その辺はご了解いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 なかなかかみ合わない部分もあるのでありますが、私はあくまで問題にしたいのは勤務時間内ということなのです。勤務時間内において皆さんいろいろな仕事

をされている中で、そういった方が出入りするということになれば、職務の効率性の部分についてもいろいろ問題が出てくるのではないかなと。先ほど私お答えをいただいている部分もありますけれども、要は部外者が頻繁に出入りするということは、庁舎のセキュリティー上も非常に問題があると。ある程度その出入りについては、チェックすべき部分もあろうかと思えます。一般の市民の方であれば、それは当然の仕事で、来ましたということであればあえてそれは何で来たのですかと問う必要は全くないところですが、そういった物品を販売するとか、あるいはそういった職務と直接関係のないような方が出入りするのであれば、出入りについてある程度厳密にチェックすると。どういう方が来られたのであるか、出ていったのか、入っていったのかについて管理する必要は、普通の庁舎の管理であれば必然的なものではないかと思えます。そして、何より勤務時間中ということなのです。私は、勤務時間外、昼休み、あるいはその後の話については何ら問題はないと思っていますので、勤務時間内において職務と直接関係ないような行為というのは、職務の公平性とか、あるいは厳密性を考えるとある程度制限されるべきではないかというふうに考えておりますので、またその点についてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 職務に関係ある、関係ないも含めて、職員は勤務時間中は職務に専念しなければならない、当然のお話でございます。ただ、今お話ある販売について1時間も2時間もかけてその行為が行われるわけではなくて、その人にしてみれば5秒、10秒のお話でありますので、それが職務に専念していないことにはならないと私は思っておりますし、全部が全部これはだめ、これはいいという部分はなかなか判断できないことでもありますし、今までの長い庁舎の管理の中で物販も含めて、議員さんは機関紙のほうをお話ししておりますけれども、それだけをどうするというにはならず、やはり物販全体という考え方になるなと思っておりますし、それから市の庁舎でございます。国の庁舎に行きますと、入り口からセキュリティーがすごく厳しいものでありますけれども、そういう庁舎では決してないというふうな理解はしておりますので、その辺はご理解いただきながら、職務にもそう影響のない中での物販だろうというふうに感じているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 セキュリティーのほうにはお答えいただいているのかなと思うのですが、問題は部外者が頻繁に出入りすることによって貴重な市の情報等、個人情報等が漏れる可能性はやはり否定できないと思えます。それは、もちろん商売上のものを否定するつもりは全くありませんが、やはり市、行政機関というのはその辺の部分は厳密に取り扱うべきだと。中央官庁とは当然異なる部分もよくわかります。私も霞が関に何度も行きましたが、入り口からして厳しいチェックが入りますので、それとは異なるものであると。それは、市民が出入りするのには逃れられない宿命であるというのは当然理解している

一方で、窓口はともかく執務室内の出入りについては、セキュリティー的な部分についてはある程度高めていく必要があると。昔は、よくUSBメモリーがなくなったとか、机の上のハードディスクがなくなったというような事例が過去いろんな自治体でございました。今はネット上のハードディスクなので、そんなことはないのですけれども、紙状のものというのはそれなりに重要な書類が必ずありますので、そういった部分をちらっと見られているだけでも重要な情報が漏れるという可能性は全く否定できないと思います。そういった部分のセキュリティー上の保全を考えるのであれば、頻繁に出入りするとか、顔見知りの方だろうとある程度入室する、出る場合についてチェック体制というのは厳密にしてしるべきであると思います、その点についてもう一度お答えいただきたいと思ひます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 机上の書類の部分については、おっしゃるとおりだと思います。ただ、今販売される方々が机の上を直視するような状況には基本的にはなっていないというふうな理解はしているのですけれども、やはりその辺は注意しなければならないですし、ルーム形式になっている事務所については、当然入り口で誰の誰ですというようなお話もそれぞれ販売店の方がおっしゃいながら入ってきておりますので、決してどこの誰かも知らない人が庁舎内に出入りしているということではなくて、職員が買おうとしている、講読しているという一定程度身分にははっきりしている方が出入りしているわけですから、決してないとは言えません。今写真とか撮れますからないとは言えませんけれども、今のところは問題ないと思っておりますが、確かにそういう部分が今後可能性があるとするれば、その辺は所属長のほうにしっかり話しさせていただいて、机上の整理整頓、これはイロハかもしれないかもしれませんが、しっかりやるような指示等はしていかなければならないと思ひているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 ぜひ一般の市民の方の誤解を招かないような運営を心がけていただきたい。特に政治的な中立性、公平性、透明性が疑われないような形での運営をお願いしたいと思ひまして、(1)はわかりましたが、(2)の市庁舎の安全確保と秩序維持等に重要な事項について伺ってまいりたいと思ひます。

私これちょっとわかりにくい書き方だったかもしれないのですけれども、要は不審者があらわれるとか、あるいは一般の市民の方が突如として凶暴なテロリストになるということというのは全くあり得ないものではないと思ひしております。例えば平成25年の宝塚市の事件では、滞納処分をめぐるトラブルから庁舎へ放火、最初かなり怒って見えられたそうですが、最終的に火炎瓶を投げつけて、市庁舎の一部が炎上し、貴重な市の財産、あるいは行政文書が失われたという事件ですけれども、そういった極端な事例はともかくとして、職員に対する不当要求というのはたくさんあるのかなと私は想像しております。私自

身もそれは経験したことがありますし、あるいは市庁舎内でどなり声が聞こえたというお話も聞いたことがありますので、そういった職員あるいは来庁者の安全確保の視点から事前に何かできないのかなという視点で（２）についてお伺いしているところです。

そうした視点から見ていきますと、砂川市の市庁舎管理規則については若干見直すべき点があるのかなと考えます。先ほど禁則行為の明確化ということで、１３条でありますので、退去命令を見れば当然こういうことはやってはいけないということはわかるということだったと思うのですが、実際その面会等の不当要求については、各自治体において禁則事項の一つとして明記しまして、当然これはだめだと。常識でわかるということであれば当然なのでしょうけれども、実際常識がない方というのは今の時代たくさんいらっしゃいますので、わかりやすくこういったことが禁則行為ですと、例えば面会を強要しますというような行為が禁則行為としてありますということでわかりやすく記載して、そして実際の窓口の職員の方も非常に判断が早くそういうことができるのではないかという論点で私ここをお聞きしております。

また、②の明確化についても同様なのですが、当然退去していただきますよとはなっていますが、一方でほかの自治体の状況等も見ますと規則で、庁舎管理規則ですので、規則というの過料も取れますよね。そのような行為をした場合は過料をいただきますと。あるいは民事上、あるいは刑事上の責任を負う場合がありますという形で、明確に庁舎管理規則の中でそういったことを明記しているというような自治体が幾つも見受けられます。働いている市の職員もそうですし、当然ですけれども、来庁者の安心、安全を守るために、これは規則というのですが、規則の中である程度そういった形で抑止ができるのであれば、条文を変えるだけでもそうしたような効果があるということであれば、庁舎セキュリティ、来庁者の安心、安全、もちろん市の職員の生命、身体、財産を守るという意味も含めて、この辺ぜひ検討していただきたいなということで、通報義務については当然ですが、よくＪＲとか飛行機に乗りますと不審なものを見つけたら連絡してください、ただそれだけの話ですけれども、それとあとは当然不当な要求をしにあらわれた方がいたとか、あるいは不審者があらわれた場合、原課だけで対応せず、先ほどもお話あったと思いますが、ある自治体においてはそういったセキュリティ専門の職員の方がいて、そういうことがあった場合はその方に通報が行って、複数で対応するとか、とにかくそういった形で何か前兆がある、懐に何かあるかどうかなんかはすぐ調べられないと思いますので、ある程度前兆があるような方が見えられた場合にそういった形で複数で対応するとか、そういった意味で（２）についてお聞きしているのです、その論点から再度お答えいただきたいなと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 来庁者の安全の確保という部分で、この庁舎の規則が昭和４５年に制定された規則でございまして、その当時と今ほど議員さんお話あったように火炎瓶

を投げつけるだとかという物騒なお話もありましたし、刃物を持ってという自治体もニュース等で見ているところではございます。ただ、基本的には開かれた庁舎であるべきだとは思っておりますし、この庁舎は危険ですよというふうな前提での危険張り紙等々についてはできるだけしたくないというふうに思っているところでございます。

あと、不当要求の関係も指摘いただきました。刑法犯になる部分については、当然警察等々での取り締まりもお願いしながらやるという部分もございまして、わざわざ市の規則のほうで過料をもって砂川市の行政として来たお客さんにこういうことをやったら処罰されるのだというような庁舎の使い方までは今のところは考えていないのかなと。考えていないというところをご理解いただきたいなと思います。庁舎が今新たな段階に来ております。新しい庁舎というお話もさせていただいております。その中では、入り口ですとか出口だとか職員の出入り口どうなるかというのはまた別な部分になりますので、そうなりますと新庁舎になれば新庁舎なりの規則というのいろいろなご意見を頂戴しながら、新たな部分を改正しながらいかなければならないと思っておりますので、今現在での安全確保の部分については現状で、当然所属長の目を光らせなければならぬところもございまして、その辺はしっかりさせていきたいと思っておりますので、今の段階ではご理解いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 (2)については、新庁舎に向けてということで、ぜひ庁舎セキュリティーのアップについて取り組んでいただきたいと思っております。

(3)に移りますけれども、使用料の算定根拠と徴収の状況についてはわかりましたが、ちょっと聞き取れない部分もあったのですけれども、使用料を減免している団体が3つだったと思うのですけれども、その3つの団体がどのような団体であるのかをまず教えていただきたいのと、電気料については来年度から徴収するという話だったのですけれども、前回の予算特別委員会では徴収する考えはないということでご答弁いただいていたのですが、どういう状況だったのかなということがわかりにくかったので、その辺も含めてご説明いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まずは、使用料を減免している団体の状況でございます。3つの団体がございまして、砂川市職員福利厚生会、北海道河川環境整備促進協議会、職員団体であります自治労砂川市職員労働組合連合会の3者でございます。

それから、電気料の関係、3月の委員会ですか、質疑いただきまして、その後内部協議、それから貸している団体との協議等々も踏まえながら、指摘があった部分については改善すべき部分はすべきだろうということで内部協議をしながら、当然相手のある話なので、今後協議をしていきたいという考え方になっているということでご理解頂戴したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 わかりましたが、減免の団体3団体ということでご報告いただいたのですが、地方自治法上いろいろ見ますと使用料については減免できると、使用許可に当たって減免できるというふうな規定になっているのですが、一方では減免できるということイコール100%減免ではないと思うのですが、100%減免されているとすればいかなる根拠によって100%減免が行われているのか、その根拠等があれば教えてください。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 3つの団体それぞれ性質が違った団体ではございますけれども、それぞれの団体の設立の経過、経緯、それぞれの法令に基づいた考え方に基づいて100%減免しているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、各団体の状況が異なるということでありましたので、各団体のそれぞれの状況で100%減免した個別の理由についてご説明をお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 それではまず、職員福利厚生会でございます。この職員福利厚生会の設立については、地公法に基づく行政側、使用者側がしなければならない福利厚生事業を実施するために市が設立していただいたというような団体でございます。地公法に基づいて設立された団体ということでございます。

それから、河川環境整備促進協議会、これにつきましては河川に関する自治体が協議会を構成しておりまして、そこの事務局を使うという部分で1机ですか、使っているというところでございましたので、それについては減免しているところでございます。

それから、職員団体については、地公法に基づいて設置されている団体というふうな部分についてはご存じのことと思いますけれども、労組法によりまして使用者側の不当労働行為の中で職員労働組合に事務所等を使わせる行為については不当労働行為に当たらないというような定めがございます。これは長い歴史の中で、労使の協議の中で設立に当たっても含めてですけれども、使用料については免除しているというところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 まず、再質問の前に誤解のないように言っておきたいのですが、私特に職員団体がどうか、労働組合活動に問題があるとか、そういうことは一切言うつもりはございません。私自身もかつては自治労の組合員ということで労働運動に邁進していたつもりでありますので、特に労働組合運動活動について否定するものは一切ないということをご理解いただきたいということをご前提に再質問しますが、職員団体の100%減免については今の説明ではなかなか難しいのかなというのがありまして、といいますのは長年の慣習的な部分でそうだったという部分も感

じられたのですが、実際市庁舎等行政財産の目的外使用許可というのは、その場限りの許可ということになっていると思います。あくまでも目的外使用、短期間において特別に許可しますよというのが法律上の趣旨であって、これが一般民間企業の賃貸借契約とは異なる概念であって、あくまでも行政上の許可ということで、それは貸し出しとか賃貸しとかとは異なる考えだと思います。そうしますと、その許可に応じて毎年判断が変わってくるのが当然なものであろうかと思えます。そうしますと、長年の慣習というのもやや違和感を感じる部分もありまして、そこはその場、その場で判断して、当然不当労働行為と疑惑がないようにという話ですけれども、それはそれとは別な概念でありまして、そこは毎年毎年厳密に判断していくものではないのかなと。それは法律上の趣旨ということになるかと思えます。また、この辺については、各地で現在さまざまな問題提起がなされておまして、住民監査請求等々いろいろ議論が出てきているところでもありますので、そこは長年の慣習というのは私ちょっと今のご答弁はやや疑問を感じているところなのですけれども、その辺を含めてもう一度詳しくご説明をいただきたいと。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 長年の慣習というふうな聞こえ方をされたようですが、長年の協議の中で、労使協議の中で貸与しているということでございますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

各地で監査請求等々行われているのも知っている部分ではございますけれども、やはり労組法に基づく労働団体への不当労働行為の除外規定にあるということでは問題ないというふうな理解をしておりますので、いろんな書物を読むといろんな側から見るといろんな判断があるようですけれども、砂川市の庁舎の管理、庁舎の貸与の部分ではそういう方法をしているというふうなことでご理解を頂戴したいと思っています。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 適切な労使関係の構築ということは、当然私も理解しているところで、そこは私自身も批判するつもりは全くないのですが、行政財産の目的外使用というのは例外的な措置であるということはまず前提に置いていただきたいのと、それは100%にするに当たってはそれなりの根拠というのが必要になってくると思えます。先ほどの福利厚生会というのは当然のことかなと思えますし、河川の関係の団体もそうですけれども、当然かなという部分もあるのですけれども、一市民目線から見ますと特別な配慮がされているのではないかと、そのような誤解を受けるというのはお互いにとって不幸なことであって、その辺は社会の情勢の変化、時代の流れ等を考えていきますとある程度厳密に判断していく部分もあろうかと思えます。まさか未来永劫このままだということにはならないと思えますし、そこは一般の市民の目線を見た上である程度判断も変わってくる部分があるのではないかと思うのですけれども、未来永劫変えるつもりはないということではないかどうかについてまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 庁舎の目的外使用許可、行政財産の目的外許可というものの自体が最近の自治法改正で行政庁舎を一般の方々に開放するに当たっての法改正があって、広く貸しなさいよというところから、そういう話題になってきている部分は存じ上げております。何度も同じ話になりますけれども、職員団体がやる事業は労使間の労働条件の向上だけではなくて、砂川市にとって砂川市政がどうあるべきかという部分も含めて研究、検討している機関でもございますし、決して相反するものを労側、使側からやり合っているばかりではないということも十分理解されていると思いますので、市民目線というお話がございましたけれども、その部分の判断が大多数の方がおかしいという話が出てくるのであればやはり検討しなければならない部分はございますけれども、今この長い歴史の中でそういう手法でやらせていただいていますし、ずっと長い経過の中で労使の協議の中でやっている話ですので、今すぐにどうするという考えはないので、その辺はご理解いただきたいと思っています。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 その辺の事情も理解した上でいろいろ私も質問しているわけですが、市民の目線がどうなのかというのが最終的な判断になっていきますので、くれぐれもこの部分も含めて市民の誤解のないような運営をぜひ心がけていただきたいということを要望しまして、終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） それでは、一般質問を行ってまいります。

私は、大きく2点ありますけれども、まず第1点は地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。砂川市は、高齢者ができる限り住みなれた地域で最後まで尊厳を持って自分らしく生活を送りたいとの願いに応えるため、予防、生活支援、介護、医療、住まいを切れ目ないケアで結ぶ地域包括ケアシステムの実現を高齢者施策の核として位置づけています。まず、地域包括ケアシステム構築に向けた現状を伺います。また、以下について具体的な内容で伺います。

まず、1番目は、介護予防と生活支援についてを伺います。地域で高齢者を見守る、支える事業が平成25年から実施されていますが、高齢者にかかわる4情報や本人同意事項の更新はどのようにされているのかを伺います。

2点目は、地域で高齢者を見守る、支える事業は、今後どのように展開させるのかを伺います。

3点目は、介護予防の場づくりへの現状と今後の取り組みについてを伺います。

2点目として、介護保険の今後についてを伺います。まず最初に、要支援1、2の通所介護、訪問介護は平成30年には総合事業へ完全に移行されますが、その進捗状況についてを伺います。

2点目は、国は介護軽度者の家事援助、用具貸し出しを全額自己負担にする検討をしていると聞いていますが、今後の介護保険制度はどうなっていくのかを伺います。

3点目、市長は地域包括ケアシステムの中心は在宅医療だと言われていますが、砂川市における在宅医療の進捗状況について伺います。

4点目は、持ち家に住むことが困難となった高齢者の住みかえについてです。まず、1点目として、砂川市における高齢者向け住まいの現状についてを伺い、2点目に特に低所得の高齢者向け住まいの種類についてを伺います。

続いて、大きな2点目ですが、市街地におけるキツネ駆除についてを伺います。最近住宅地においてもキツネの姿を見ることが多くなりました。市民の皆様からは、家庭菜園を荒らされて困る、またエキノコックス症が心配だとの声がありますが、市街地におけるキツネ駆除についてを伺います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から大きな1及び2についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の地域包括ケアシステムに係る構築に向けた現状につきましてご答弁申し上げます。高齢者が要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築につきましては、これまでも地域高齢者見守り事業など地域の皆様や関係機関等と連携を図りながら、その実現に向けた取り組みを進めてきたところであり、昨年11月には砂川市立病院の医療情報などを市内の医療機関、介護事業所等で共有する砂川市地域包括ケアネットワークシステムが稼働したことにより、在宅医療、介護連携の推進が一層図られたところでもあります。今後におきましても地域の皆様や関係機関等と連携を図り、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

続きまして、具体的な内容についてご答弁申し上げます。初めに、（1）介護予防と生活支援についてご答弁申し上げます。まず、①、地域で高齢者を見守る、支える事業に係る高齢者4情報や本人同意事項の更新はどのように行われているのかについてですが、これまで砂川市高齢者いきいき支え合い条例に基づき、地域の皆様にご協力をいただきながら見守り体制の構築に取り組んできたところであり、ひとり暮らしの高齢者を中心として、特に見守りが必要と判断された高齢者につきまして、緊急連絡先や定期的な訪問者など見守りに必要と思われる情報の聞き取りを実施してまいりました。高齢者に係る4情報につきましては、毎年4月1日現在の住民基本台帳をもとに作成し、社会福祉協議会を通じて情報の提供を希望する町内会等へ提供しており、毎年度情報の更新を行っているところでもあります。また、本人同意事項についてではありますが、市が管理している高齢者

情報は、日常業務の中で地域から得た情報や介護サービスの利用状況などをもとに更新しており、現在本人同意事項を確認する対象者を拡大し、再度地域との協議を進めておりますので、更新された情報につきましては、その機会を通じ地域に提供してまいりたいと考えております。

次に、②、地域で高齢者を見守る、支える事業を今後どのように展開させるのかについてであります。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、地域の皆様のご協力をいただきながら見守り体制の構築が図られたところであり、今後におきましてもこれまでの取り組みを継続するとともに、本人同意事項を確認する対象者の範囲を支援が必要と思われる夫婦世帯等へ広げ、見守り体制の充実に努めてまいります。

次に、③、介護予防の場づくりへの現状と今後の取り組みについてであります。高齢者が元気で生き生きと暮らせる地域づくりを目的として、これまでも住民主体によるサロン活動の構築やいきいき運動推進員のサロンへの派遣及び養成等に取り組んでいるほか、平成26年度からは市主催の通年型介護予防事業を実施しているところであります。また、地域サロンの活動を支援するため、これまで実施してきました外部講師の派遣に加え、本年度より会場費の助成や市立病院の理学療法士等の専門職による講話を実施するなど、新たな支援を行っているところであり、今後におきましても地域のニーズ把握に努めるとともに、サロン活動の充実に向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2) 介護保険の今後についてご答弁申し上げます。まず、①、要支援1、2の通所介護、訪問介護は平成30年には総合事業に完全に移行されますが、その進捗状況についてであります。平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、国が一律に基準を定めて実施しております予防給付のうち、訪問介護及び通所介護を含む総合事業につきましては、平成29年度末までに全ての市町村が実施することとされております。本市では、既に本年1月から移行しており、社会福祉協議会が実施する市民ふれあいサービスを訪問介護に相当する訪問型サービスとして実施しているところであります。

次に、②、今後の介護保険制度はどうなっていくのかについてであります。介護保険制度につきましては平成12年度の創設から16年が経過し、この間国の介護費用の総額は創設時の約3倍に達しており、今後高齢化がますます進展する中、制度の持続可能性の確保が重要な課題となっているところであります。現在国では、次の制度改正となります。平成30年度に向けて、社会保障審議会におきまして議論を進めておりますので、その動向を注視しながら適切に対処してまいりたいと存じます。

続きまして、(3) 在宅医療の充実に係る進捗状況についてご答弁申し上げます。本市におきましては、医療機関や介護事業所等と連携を図りながら、高齢者の在宅医療につながる取り組みを実施しているところであり、その一つとして昨年11月から稼働した砂川市地域包括ケアネットワークシステムは、在宅医療、介護連携を進める上で重要な役割を果たしております。また、在宅医療を進めるためには、医療職のほかケアマネジャーを含

む介護職との連携が重要であることから、地域ケア会議などを活用し、医療介護連携の構築に努めているところであります。

続きまして、(4) 持ち家に住むことが困難となった高齢者の住みかえについてご答弁申し上げます。まず、①、砂川市における高齢者向け住まいの現状についてであります。現在市が把握している高齢者向けの住まいとして有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅のほか、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスなど13カ所が市内で運営されております。

次に、②、特に低所得の高齢者向け住まいの種類についてであります。先ほどご説明した高齢者向け住まいのうち、ケアハウスを除くその他の施設等につきましては、それぞれ収入などにより入所等に係る経費が異なり、低額で入所できる場合もありますが、特に低所得の高齢者向け住まいとして位置づけられているものではありません。これに対しケアハウスにつきましては、老人福祉法に基づき設置された高齢者向け住まいであり、低額な料金で入所できる施設とされております。

続きまして、大きな2の市街地におけるキツネ駆除についてご答弁申し上げます。キツネは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法により野生動物として保護の対象となっているため、原則的には駆除できない動物であります。しかしながら、農業被害の防止及び生活環境を悪化させる場合等においては、被害防止等を目的として必要最小限の範囲内で例外的に駆除することが認められております。現状といたしましては、農作物被害防止のため農業地域に農政課担当職員が箱わなを設置し、キツネを駆除しているところであります。市街地域におきましてごみステーションの生ごみがキツネに荒らされているという情報が年数回市民生活課に寄せられており、この際にはごみステーションが荒らされないよう生ごみの排出方法やごみステーションの設置方法等をお知らせしているところであります。

ご質問にあります市街地におけるキツネ駆除であります。市として対応できる手法として箱わなによる駆除が挙げられ、法により公道や都市公園、墓地等には設置できないものの、農業地域以外の市街地域についても設置は可能であります。このため今後におきましては、キツネを寄せつけない予防対策やエキノコックス症について市広報紙等で周知するほか、キツネ被害に係る情報収集に努めるとともに、必要に応じて現地確認を行い、農政課と連携を図りながら箱わなによる駆除に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、地域包括ケアシステムのことでお伺いをしていくのですけれども、砂川市も今現在では高齢化率が33%でしたか、3人に1人は65歳以上という状況になってきていますし、市長もかなり頑張っていて高齢者対策というのはされてきているのはよくわかっていますし、日経のある雑誌によりますとシニアが暮らしやすい市町村ということで、認知症に関しては全国1位なのです。介護の関係においても道内1位という結果が出ているということなのですけれども、さて現実的には本当にそのとおりなのかというところになっていくのですけれども、外から見た目、それから高齢者自身がこの砂川市で住んでいる状況というところでいろいろずれてくるところがあるのかなというのは実は思っているところなのですけれども、最初のほうからだんだん聞いていくのですけれども、地域包括ケアシステムの全体の丸いネットワークの中の一つ一つを確認をしつつ、今の問題点も指摘しつつ進めていきたいというふうに思っています。

平成25年から市長が号令一下というか、地域で高齢者を見守る、支える事業というのを始められて、今も私も町内会の会長として4情報を社協にとりに行ったり、それから本人同意事項を参考にさせてもらったりしています。一気に80歳以上、あるいは単身者の方々に向かって調査を始めて、基礎的な資料というのは現在できていると思うのですけれども、ここの更新が、いわゆるデータベースは今現在のところそろったと。ただ、高齢者というのは本当に日常的にどんどん変化をしていくのです。この変化というのが物すごい勢いで、しかもその変わり方が激しいのです。今まで元気だった方が突然寝たきりになるということも全然不思議ではない状況がありまして、ここ最近ちょっと町内会等との情報の交換が少し途絶えていたかなと実は思っています、それまでの間にうちの町内だけでも相当状況が変わっていたりします。ここのところでもまずお伺いするのは、先ほどは住民基本台帳がメインでということをお話しになったのですけれども、この更新の状況がいろんなものがネットワークで今つながっているはずなので、特に本人同意事項という点でもう少し変わり方がスムーズにいかないものなのかどうかということをお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 高齢者の名簿につきましては、4月1日現在の住民基本台帳をもとに作成しております。こちらにつきましては、お渡しするのが紙ベース、個人情報の保護もありまして紙ベースでお渡しするのが最も安全だろうということで、そういった部分では随時のデータの更新というのはなかなか難しいところもあろうかと思えます。また、本人同意事項につきましても、介護の要介護認定の状況ですとかそういった機械的に取り込めるものにつきましては随時の更新は可能かと思えますが、見守りに必要な情報、これはやはり本人からお伺いする、周りの方からお伺いする、親族からお伺いするというようなアナログ的な情報収集に頼らざるを得ない部分も多くありますので、高齢者の数がもう6,000人を超えて、そういった方々のデータを一元的に集約して、それぞれの町内会

に提供させていただいておりますが、その部分につきましてはやはり年1回そういった中でデータを更新したものを情報交換する機会を通じて、町内会の皆様に提供していきたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 住民基本台帳というのはあくまでも4情報なのです。住所、氏名、年齢、性別、ここは非常にやりやすいと思うのです。それこそ住民基本台帳で、転入されたらすぐ名簿から外す、65歳になったら載っかる。でも、本当に欲しいのはそこではない。そのところは、さっきから出ているネットワークが今ある程度出始めてきているのだけれども、この基本情報の中に組み入れられていかないところがネットワークといいながらも、実は機械的なネットワークはできているのだけれども、それがもとに入っていくこのシステムがまだできていないのではないかというふうに思うのです。確かにアナログ的にやっていくのが一番いいのかもしれないのだけれども、ただみんなが一生懸命動いているわけです、今、職員たちが。介護福祉課の職員だけではなくて、地域包括支援センター、ケアマネ、たくさんの方が今高齢者のために動いているこの情報がもう少し統一的にどこかに集約されてくれば、全くきれいな情報ではないにしても今よりはもっと情報としては更新が早くできるのではないかなというふうに思うのですけれども、この辺はなかなか難しいでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 情報の集約という部分かと思えます。議員さんおっしゃるとおり、高齢者の見守りに関係していただいております職員、当然介護福祉課の職員を初め、地域包括支援センター、あとは利用者をお持ちのケアマネジャー、訪問看護ステーション等々、いろいろな関係者の方がいらっしゃいます。その方々の情報を逐次収集して、一元化された情報に反映させていく、そういうことができるのかどうか、どういった仕組みを用いればより効果的に効率的に情報集約ができるのかというのは、今アナログで聞いて回って収集しているというような部分でございますが、もう少し効率的に集約ができる方法がないかということにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それこそパソコンの時代ですから、ネットワークをうまく組んで、1人の人の名前を入れるということは、僕は今はもう可能だと思うのです。なるべくそういうふうに、そうではないと、②なのですけれども、これからはこの支え合いで夫婦世帯まで今度広げていくというのです。確かにそれは大事なことです。今まで単身世帯に絞り込んでいたものを広げていくのは大事なわけだけれども、このシステムがちゃんとできるようにしておかないと、広げれば広げるほど情報が拡散してしまって、ピンポイントというか、きっちりした情報にたどり着けない可能性が出てこないのかなと。非常にその広がり方は

いいのだけれども、その前にもうちょっと整備することがあるのではないかとこのころが今回のあれなのですけれども、ここではただ1つだけ、私たちが4月、もうすぐ情報が出ますよといったときに行く場所があるのです。そこは社会福祉協議会なのです。その社会福祉協議会で例えば本人の確認事項の変更がありますか、ありませんかということを一回聞くだけでもかなり違ってくると思うのです、全市内でいうと。実際うちでも今特定情報、本人同意事項で十五、六人のページがあるのですけれども、既に5件は私が見る限り大きく違った状況になっているのです。でも、そのままの状態になっています。ただ、これ社会福祉協議会に行ったときにちょっと声かけてもらったら、実はと、ここはちょっと違っているよということで新しい名簿になるはずなのです。ここら辺というのはうまく連携とれないでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 情報の伝達ということでございますが、この仕組みにつきましては、平成25年から実際地域を回らせていただいたのが1年半かけてということで、周りにもそれほど参考となる事例がなく、試行錯誤を続けながら、今ここまでたどり着いたということでございまして、中にはなかなかうまくいかない部分もあるかと思えます。今議員さんご指摘のとおり、そういった細かい部分の情報のやりとりをすることでより名簿、また本人同意事項が正確なものになるということであると考えておりますので、その部分につきましては今後どのような手法で行えばより正確な情報になるかということは検討してまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 お年寄りが介護になる前までに、介護予防というのが本当に大事だというふうに思って、(1)の③で今回聞いているのですけれども、サロン活動、いきいき推進員の活動ということになってはいますが、これは何力所あって、最近の参加動向というか、参加人数の傾向というのはおわかりになりますか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今地域で自主的に活動されているサロン、これが15団体ということで私どもは把握しておりまして、参加延べ人数が4,300人程度ということでございます。また、そのほかにもゆうですとか社協さんで実施しているサロン活動というものがあろうかと思えます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私も調べたり、うちの町内3町内でもニコニコ広場という、そういう運動サロンをやっていたりするのですけれども、これは砂川市の保健活動というのを見ると残念ながら平均参加者が減っている傾向になっているのです。全体的にふえているところももちろん少なくはありますけれども、減っているのです。うちのサロンも減ってきているのです。本当は対象者がたくさんいるのですけれども、新しい人たちが入っ

ていかないのです。ここで今までの人たちは頑張ってきてきているのだけれども、だんだん、だんだん体力なくなってきて来れなくなる。でも、新しい人たちがそこに入ってきてくれないのです。何なのだろうと思うわけです。まず、ここでもう最初にやっているから、そこに突然行くのはなかなか行きづらいということなのか、あるいは私が今ちょっと考えているのが年代的なギャップというのが出てき始めているのかなと思ったりするのです。私たち市長も含めて団塊の世代周辺というのは、意外と一人一人わがままで、余り団体で動いたり、年寄りだと思われることが嫌だという傾向があったりして、特に男がたち悪くて、何か自分の立場みたいなものを強く持つがために、そういう集まりにはあえて行かないみたいなのところがあったりするのですけれども、ただ残念ながら私たちがこれからそこら辺にお世話になっていくようなだんだん年代になっていくときが一番75歳以上が多くなるときと重なっていくものですから、ここら辺のつまり今やっていることとこれから考えていかなければならないこういう体を動かしたり、介護に入る前にみんな元気でぴんぴんころりになっていくような砂川市の施策というのを、もうちょっと広げて考えていかないといけないのではないかというふうに思うのですが、市民部長は現場にいらっしゃって何となくそんなようなことをお考えになることってありませんか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今ご答弁申し上げましたサロン活動であったり、あといきいき運動推進員の方等を見ましても、男性の方より女性の方のほうが参加している数が多いなというのは私も感じております。また、研修会等ほかのまちの方とお話するとき、また講演の演題にも男性の高齢者がこういう社会活動といいますか、介護予防の事業にも参加するためにはどうしたらいいかというようなお話が出るのですが、なかなかうまい答えが出てこないところであります。この部分につきましては、どの市町村においても同じような問題を抱えているように私は感じております。ある研修会で前期高齢者の方を中心に介護施設へボランティアをする、介護される側でなくて、高齢者の方も高齢者の方を介護する、そういった社会貢献というような、そういった役割を担っていただくのも一つの方法だというような提言を受けたこともあります。男性の方であれば、社会貢献というような意味合いのことであれば参加しやすい、参加していただけるようなものになるのではないかなというふうには考えております。具体的にそれを使ってどのような事業に展開していくというのは今手元にはございませんが、一つのアイデアとしてそういったことが考えられるのではないかというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今本当に体を鍛えようと、筋力というのはすごく大事だということもよく言われていまして、ロコモ何とかとあって、筋力を鍛えるというのはとても大事なことだというふうなことは大分言われてき始めていて、ウォーキングだとかでも市内で結構皆さんやられているのが目につくのです。仮にそんなときに、よそのまちなんかよくあるの

ですけれども、公園なんかに行くと高齢者がこんなことやったり、あんなことやったり、遊具、子供だけの遊具ではなくて、高齢者向けの遊具みたいなのをつくってあったりとか、そんなようなことがあったりとか、私は先日滝川の女性専門のカーブスというところで実地体験させてもらったのですけれども、これがまたよかったです。若い指導員の方に褒められて、一生懸命やって、でも非常に簡単にできて、飽きないような仕組みがあるということがあるのです。砂川の場合筋力をつけるにしても新十津川のああいう施設と違ってまずないのです。体育館にジョギングの冬場なんか特にあのぐらいしかないかなというところがあって、我々の世代がそういうところに向けて興味もあるのだろうと思うのだけれども、今のやっている事業そのものと合っているかどうかというこのギャップは正直あると思うので、少し何か違ったことを始めていくということも今後必要なのではないかなというふうに思っていますので、ぜひその辺のところは考えていただきたいというふうに思っています。

2点目の介護保険の今後ということなのですけれども、要支援の1、2が特に30年からこれから始まっていくということになるわけで、ここは通所介護、訪問介護ということで、ただ、今のお答えでいくと前と同じようなお答えしか今現在ないというふうに感じるのです。それは何かといえば、今社協でやっているいきいき支え合い何とか事業ですよ、今のところそういう事業。前回質問したときには、同じ市民部長だったでしょうか、新しいサービスを何か考えていかなければならないというお話があったのですが、その辺の進捗状況はどうなのでしょう。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 現在総合事業に移行しておりまして、実際にサービスの提供と申しますのはご答弁申し上げました市民ふれあいサービス、社会福祉協議会さんが実施しております事業を活用させていただいているという部分でございます。ただ、総合事業の内容につきましては、こういった訪問型と、あと通所型がございまして、現在予防給付、介護給付を行っております事業所の部分について人員配置ですとか施設の基準を緩和して、総合事業のサービスとして実施することも可能ということでございます。基準を緩和することでありまして、事業所にとりましては人員配置が少し楽になると。また、人員を緩和するために利用料も若干お安くなるはずであろうということで、そういった部分も含めて、また通所介護におきましては、今ご答弁申し上げましたとおり、地域でサロン活動をしていただいております。また、ゆう、または社会福祉協議会でもサロン活動を取り組んでいただいております。こういったサービスが総合事業に取り込めないかということで今検討を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 要支援の1、2という方々は本当に大事にしていかないと、ここが重症化していくこととなります。この要支援1、2の方のところを国は今絞ってこようとして

いる。今市民部長は、既存の事業、サービスでもできる、ちょっと要件をというふうなお話がありましたけれども、少なくとも今までの介護保険制度の中からはちょっとずれて、砂川市がやっていかなければならないということになった場合に、果たしてそういう事業所が、上限がどこになっていくのかとかということがちゃんとわからないままで、要件が少し緩和されたからといって本当にやってくれるかどうかという実態はまだわからないのだと思うのです。そして、砂川市の場合は、そこにお金を出していかなければならないので、やれるだけやっていくということもできないと思うのです。それを今度決めていくのは砂川市ですよと言われたのが今回のこの要支援1、2に対する国の考え方だと思うわけです。国は、絶対的に介護の出すお金を減らしたいわけだから、ではそこはサービスをふやすのだったら砂川市さんがやってくださいよということなわけです。だけれども、砂川市だって限界があるわけで、そこが見えないと本当に砂川市に住んでいて私は安心できるというふうにはなかなかならないだろうと。もうすぐそこにやらなければならない時期というのは来ているこの現状の中で、本当にやっていけて、要支援1、2の方々が安心できるのかどうかというところなのですが、その辺のところをお答えいただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 要支援1、2の方の部分でございます。この総合事業に移行する際には、事前に市内で介護事業を展開されている事業所の方等お集まりをいただいて、総合事業に移行する説明をさせていただいております。その中で、もちろん事業者の方も総合事業の内容についてはご存じで、緩和した基準にする場合にはどういった緩和をするのか、その報酬についてはどのようにするのかというのは、十分に事業所の意見を聞いた中で判断してほしいというようなご意見をいただいております。また、5市5町の中ではまだ基準を緩和してサービスを提供しているという市町はございませんので、そういった部分でもし基準を緩和するのであれば、他市との連携といいますか、情報交換をしながら、その水準については十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 本当に難しいことを国のほうはどんどん押しつけてきているのだろうなというふうに思うのです。

それとあわせて②のところでも今回出てきているのが今度は要介護1、2の人にまで手をつけようとしているのです。ヘルパーさんに頼む掃除や買い物、調理といったものとか、あるいは車椅子とか歩行器なんていう福祉用具の貸し出しを今度は自己負担にしておらおうということを言われているわけです。これは、介護保険そのものがそもそも今までは家庭で見なければいけなかったこの介護というものを社会全体で見ようというふうに、そうやっていったはずのものが今度はそれをそこにみんながなれてきて、核家族がふえてきているこの中でもう一回それをもとに戻そうというような、こんな乱暴なやり方を今しようとしているのです、現実的に。私は、ぜひ市長にここら辺のところ、いろいろなところ

にも行かれていますでしょうし、いろんな情報がわかっていらっしゃると思うので、介護保険の国のこのやり方、これに対して市長はどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 介護保険の細部にわたって私が全て承知しているわけではないということを前段に申し上げておきたいと思うのですけれども、国が向かっていくような方向性については、大まかにはお話ができるかなと。団塊の世代も含めて物すごい勢いで高齢者がふえてくると。これが第1回目のピークで、団塊ジュニア世代、いわゆる我々の子供の世代のときが、本当のピークが30年後に来ると。そのときに今の制度の中で地方がそれを支えていけるのか。現実的には難しいという答えが出ています。その中で、どう今の財政状況、国の財政状況も含めてやっていこうかということで、国も恐らく、こんなこと言ったら怒られるのですけれども、迷走している分野がございまして、何とか国の負担分を減らしながら、その一環が地域包括ケアというのも現実にはその流れになっています。その中で、市町村がどこまで何をやっていくかというのは、非常に財政問題でも影響が出てきているし、実はすごく難しい問題です。ただ、その流れを知っているからこそ、私は高齢者対策をすごく年数かかるので、放っておくと国も大変かもしれないけれども、市町村の負担も膨大になってくると。それは、1つは、特別養護老人ホームであったり、いろいろな問題が全部のしかかってくると、ただ施設をつくれればいいというものではないと。それをつくることによって介護保険も上がる、市の負担も上がっていくと。全部因果関係があるので、それを先に手をつけた自治体しか生き残れないのではないかと。ただ、今介護1、2の問題が出ましたけれども、これをどうのこうのというより恐らくそのところを市町村が手だてしないと、将来的にはその予備群が悪くなるともっと市町村に負担がかかると。だから、私はそのどこまでと今担当者でないものだから詳しくは言えないのだけれども、私の大きな流れの中ではそのところを手を抜いてはいけないのではないかと。そこをケアして将来の予備群を減らしていかないと、在宅医療、在宅医療と、ちょっと違う問題にも入ってしまいますけれども、在宅医療はそう簡単にできるものではありません。というのは、その家族に係る負担が物すごく大きい。それは経験した人しかわからない世界なのですけれども、そこまで入っていかないと全部福寿園に入れればいいかということにも現実的にはならないわけで、その手だてをちゃんと1、2のその前段からやっていって、それ以上悪くならない人を少しでもつくっていかないと、国の社会保障がふえるというけれども、市町村の社会保障も完全にふえていくと。だから、私は市長になったとき最初にこれは先に少子化よりも高齢者の体制をうちはつくってしまおうと。それは、見守りであり、多少トップダウンでむちゃしたり、町内会長を巻き込むためには個人情報を開示するという思い切った、それは弁護士2人と相談して裁判に負けない方法を考えて、訴えられたときに正しいかどうかわかってしまう際どい線なのだけれども、そこま

でやらないと町内会長はついてこないだろうと。市民にアピールできないと。だから、そこら辺は私先頭になって、この組織を絶対つくるのだと。ただ、いかんせん今の介護福祉課職員をふやしたのですけれども、恐らくその更新なり、いろんな状況ではマンパワーが足りていないのだろうと。ふやすことは私考えていますけれども、それをちゃんと更新していかないと地域の人たちが見守りすれといったって、漠然と見守りなんかできっこないです。ほかのまちが機能しないのは、見守りしますというかけ声だけで、実際にその中身や対象を絞ったり、そういうケアをしていないから機能しないと。うちはそこまでやっただと。あと、更新しながらどうしていくというにはマンパワーが足りないの、そこはふやしながらでも、または町内会長、先ほど話を聞いていましたけれども、小黒議員さんは町内会長もやられていると。社会福祉協議会に行ったときには社会福祉協議会にそういう話をされたときに社会福祉協議会からここの町内会ではこういう情報があるぞとわかればうちの職員は行きやすいと。そういう何とかみんなの力でやっていく方法をとらないと、うちの職員だけどんどんふやしていても人件費がふえるだけになってしまうので、そのシステムづくりというのはしっかりつくって行って、町内会長にもいかに負担をかけないようにするかというのは考えていきたいと思えますけれども、今の介護保険を見ている限りではどう見ても支える人が少なくて、施設をつくれば40代以上の人の、もっと今年齢を下げようとしていますけれども、負担がどんどん上がってくる。福祉日本一、介護保険料日本一となるのを避けるために、私は今からそれに手をつけよう。在宅医療が簡単にできると思わないし、後でまたご質問があると思うからそのときにお話ししたいと思うのですけれども、いろんな問題を抱えているのですけれども、1、2を何とかしないと、その人たちの何割かは3、4に移っていく。それをとめる方策というのは、多少お金がかかってもやっていかなければならないだろうと、基本的にはそういう考えを持っております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の市長のお話だったのですけれども、やっぱり人って癖があると思うのです。私は、市長の癖ってあるように思っています、全然悪い意味ではないのです。一生懸命にやるとき一気にいきます。トップダウンでいくのです。でも、次にやるのがいっぱいあるから、今度そこに行くのです。そうすると、今までやったことがちょっと手薄になるのです。さっき言ったように一気に町内会に呼びかけました。それこそ何人かの職員が毎日動いているのも僕もよくわかっていたし、それは市長がやれという話だったのです。でも、ここら辺のところちょっとやっぱり疲れてしまっているのです。結果的に言うと、更新がなかなか進んでいけなくなってしまうのが現状だと思っております。でも、手抜いてはいけません、ここ。町内のほうもいつか市長はどこに行っても町内頑張れ、頑張れと言っていたけれども、最近それもなくなってきたから、みんないいかみたいな、そういうふうになりかねない状況に今なっていると正直思っているのです。でも、今後ますます今市長がおっしゃったように高齢化、特に75歳以上の高齢化の伸び

率は圧倒的に多くなっていきますし、75歳以上が今度人口の3分の1を占めるぐらいになる砂川市ですから、いろんな手だてを使いながら、高齢者対策というのはしっかりやっていかなければいけないというふうに私は思うのですけれども、そこで次の在宅医療、市長がちょっと話をされていた在宅の関係なのですけれども、市長は地域包括ケアの中心というのは在宅医療なのだというお話がありました。私も全くそのとおりだと思うのですけれども、ところがこの前道新を見ますと在宅支援診療所というのが砂川市はゼロなのだ、空白地帯なのだということなのです。道内でもこの在宅支援診療所というのが空白なのは、9つの市しかないのです。その9つの市の中に砂川市が入ってしまっているのです。それで、新聞を見た市民は、市長は在宅診療がメインだと。在宅ちゃんとやっていかなかったら地域包括ケアそのものがおかしくなるみたいな話があったのに、でもうちって在宅支援の診療所というのがないのかというふうに思われてしまうと思うのです。ただ、私はそうではなくて、お名前言っていいのですよね。明円先生にみとっていただいたというご家庭を何件も実は知っています。うちは家庭でみとったのだよと。まさに在宅診療、在宅が今ないとかではなくて、ちゃんとやっていただける方がいるのに、新聞報道になるとこういうふうでゼロみたいな、空白地帯みたいになるというこの原因というか、これは何でこんなふうになるのかお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 この在宅医療、往診ですとか訪問診療という部分につきましては、それぞれの医療機関、お医者さんお一人お一人が個人的に一生懸命されてもやはり限界があります。24時間お一人のお医者さんで市内全ての在宅医療を賄うというのは大変難しい状況であります。また、行政が主導して在宅医療そのものを進めるというのもなかなか難しい部分もあろうかと思えます。そういった意味で、先ほどネットワークを組んで、病院の情報をそれぞれの介護の職員ですとか、医師以外の医療の職員等と共有しながら、医師の負担をできるだけ軽くして、情報のやりとりをスムーズにしたネットワークを構築したと。今11月ですから、まだ始まって1年たっていない状況でありますので、そういったお医者さんがいない部分を何とか違う部分でカバーできないかというようなところで今動いております。

また、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、医療と介護の連携というのが在宅医療、在宅療養を進める上では大変必要な部分でございます。お医者さんだけでなく、訪問看護ステーションの看護師であったり、ヘルパーさんであったり、薬剤師さんであったり、そういった方全てのご協力をいただきながらの在宅医療、在宅療養というふうに考えておりますので、行政だけではなかなか手当てできない部分は部分として押さえて、そういった中で何ができるのかというのを考えていきたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 在宅、在宅と簡単に言いますけれども、市長もさっきお話しになったと

おりで、これは本当に大変なことです。私も何件かのお宅を見ているんですけども、老老介護で寝たきりの奥さんを見ているとか、もちろんケアマネさんは来てくれたり、訪問看護の方も来てくれたり、先生も訪問診療してもらったりということはあるのですけれども、ただやっぱり今明円先生お一人ではとてもではないけれども、無理だろうという状態になっていくだろうと思うのです。ところが、うちのまちのお医者さん方は一体どうかといえ、皆さん残念ながらご高齢になってこられています。今在宅でお医者さんが行けるというところがまちのお医者さんの中で本当はないのではないかなというふうに思うのです。市立病院をことを今度言えば所管に絡むので、そっちにはいきませんが、本当にやりづらいなと思いつながらの質問なのですけれども、ただ北海道の地域医療構想というのを見ていくと、市長ももちろんご存じだと思うのですけれども、これから病床をどんどん減らしていこうとする流れの中で、慢性期の病床も減らしながら、これを減らした結果はどのようなのかといったら在宅で見てくださいということになるわけです。この地域の医療そのものが在宅を今後していってくださいという方向は確実に今あって、何とか在宅医療を考えなければいけないのは確実にあると思うのです。砂川には大きな病院があるのだけれども、残念ながらこの地域医療構想の中では、うちは高度急性期病床をふやしていかなければならないような宿命を担っているのではないかと思うのです。そうすると、砂川市民にとってみれば大きな病院があって、何か急なときは安心です。でも、安定期に入ったときは、一体どうするのだろうかという心配があるのです、確実に。このところを市長に、在宅医療についてのお考えなのですけれども、ここをぜひ伺いをしたいなというふうに思っています。今後の在宅医療です。例えば行政のほうで病院ではなく在宅医療の専門医を一人でも雇うようなお気持ち、こんなものがあるのか、ないのかということも含めて伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 在宅医療の問題でございます。私も非常に苦慮しているというか、もともと国の方針の中で在宅医療を進めるために診療報酬を大幅に変えてきた。慢性期の病院は全部認めないというような方向にも変わってきていますし、在宅医療、地域包括ケア病棟を設置したところには点数高くするとか、完全に診療報酬の中で国は誘導しています。砂川市も急性期の病院でありますけれども、過疎地の急性期。非常に苦しい立ち位置にある中で何とか今のところ黒字にしていますけれども、やっぱり厳しいと。だから、点数をとれるところにもいかなければならない。そういう急性期をやりながら慢性期も両方やろうとしている病院は、全国で砂川だけです。そうでないと生きていけないと。それで、小熊事業管理者とこの制度をスタートするときによく話ししたのは、うちに医者があるのは急性期の病院で、急性期をやりたい医者しか来ないのだと。でも、何とか地域包括ケア病棟もあるし、総合医というか、地域医療の有名な先生って松前におられました。そこと連携をとりながら、何とか1人を養成しながら、うちに来てもらうような努力を今もやっ

ています。動いているのは平林院長がいろいろ、まだ結果は出ていないのですけれども、それをパイプをとりながら、そういう先生が来ない限り在宅医療にはやっぱり民間の医師だけでは負担が大き過ぎると。ただ、それをやっているのですけれども、もっと違う問題があるのは、今市立病院、うちは医者が出て、すごくいいと言われているのですけれども、内科医が実は4月から2人減ったのです。今の内科医だけでパンクするような状況に現実になっていると。その中で頑張ったから黒字には辛うじてなったのですけれども、そういう状況というのが医者の問題で刻々と変化していく状況にあるということもあって、医療の世界って難しいなと思いつつ、でも確実に地域包括ケア病棟を持っているし、在宅医療をやるための専門の医者というのは要るのです。急性期の医者は絶対やりませんので。慢性期の中でそれをやる医者というのを人脈をつくりながら、何とか砂川に来てもらう方策を今取り組んでいる最中で、すぐ結果が出ないのは残念なのですけれども、それがもし配置されるようになると市立病院が機能してくる。ただ、先ほど市民部長言ったとおり、医者個人の負担が大き過ぎるので、医者の負担をかけないようにするためには周辺の違う環境をつくる。そして、実際に動くのは看護師なり、その人たちが主流になります。それで在宅医療ができると。医者は、カルテを見ながら方針を出すだけで、あとはマンパワーの看護師とか、いわゆるヘルパーを備えつけて、それで在宅医療に持っていこうと。今なかなか結果が出ないのは、医療の世界ですからいろんな問題があるというところは理解してもらって、それがもしうまくいったときにはある程度機能して、先進市になれるかなと。今でも環境整備できているのは砂川市だけなものですから、準備はできているのですけれども、マンパワーの医者のほうの問題でちょっとあれしているということだけは理解していただきたい。それを決して投げたわけでもないし、諦めたわけではなくて、あれだけ道の基金入れて、市立病院と医院と事業所とオンラインで結んだり、環境整備が一番進んでいるのですけれども、医者の問題だけはいかんとも努力しているのですけれども、私の力ではなくその役にも立たないし、やっぱり医者は医者の世界で、事業管理者なり、院長がいろいろ苦労されて人材確保に走っていると、そういう現状だけ理解していただきたいというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長のお気持ちは今よくわかったのですけれども、ただ市長の思いが病院に通じて行ってほしいなというふうに思うわけです。病院も四苦八苦しています、今経営。なかなか大変な経営状況で、議員からはいろいろ言われるし、だけれどもなかなか大変だということで、医者を1人確保するってやっぱり大変なことだと思うのです。そこで、市立病院の経営の中だけではなくて、在宅医療というのは介護全体のそれこそ地域包括ケア全体の問題ですから、ここは一般財源からもきちんと手当てするから頑張ってくれぐらいな思いというのをぜひ示してほしいというふうには私は思うのですけれども、その辺の覚悟はどうでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 お金がなくて医者来ないのではないです。医者の絶対数がないところに持ってきているから、市が出すとか、病院がお金ないわけではなくて、医者1人を例えば雇って3,000万なり払ったとしても、医者1人で1億5,000万稼ぐので、財源の問題ではないのです。もともとの医者の数が少なくて、それも地域医療をやる医者というのはすごく限定されているのです。急性期の医者はやりませんから。その数が少ない。そこを何とかその中から人脈をつくりながら、来てもらえるような努力を水面下でやっているということで、金の問題でないということだけ、前にも1回小黒議員に言ったと思うのですけれども、金の問題ではないのです。医者1人来れば、3,000万払って1億5,000万来ますから。その絶対数、総合医というか、在宅医療を目指す医者の数自体が少ないということをご理解願います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 時間がなくなってきてしまって、ちょっと頭出しをし過ぎたかなというふうに思っていますけれども、ここで持ち家の関係で質問したいと思うのですけれども、砂川市では低所得の高齢者の方が意外と多くて、特に自宅というか、持ち家でいられる方の低所得の方が多いという状況があると思うのですけれども、市民部長に改めてお伺いするのですけれども、低所得の方々が自分の住まいから離れて今行けるようなところというのは、どのくらいあるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 先ほどのご答弁にもありましたが、法によって低額で高齢者が入所できるとされているのがケアハウスでございまして、市内に1施設ございます。料金確認をしたところ、夏期、冬期で分かれるのですが、夏期ですと施設側にお支払いするのが大体月9万円ぐらい、冬期ですと1万円ぐらいそれにプラスされるかなという部分でございまして。

また、入所するのに条件がありますけれども、特別養護老人ホーム、こちらについては原則として要介護3以上の方ということになります。こちらにつきましても収入、所得によって入所した場合の利用料が異なりますが、係で試算をさせたところ最も所得の少ない方で下限というのが、これも施設側にお支払いする金額でございましてけれども、大体6万円の前半ぐらいというようなところでございます。

あと、市内で先ほどもご答弁申し上げましたとおり収入などによって場合によっては低い所得で入所できる可能性のある施設もあろうかと思えます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川市内には、サ高住とか有料老人ホームが大分ふえてきました。けれども、ハードルが高いのです。入居するのに結構お金がかかります。だから、年金暮らしとか国民年金だけでなんていう方々にはとても入っていただけるような状況ではない

のですけれども、これは空き家の関係でも前回やりましたけれども、市長、低所得の高齢者の方々に向けての住まいのあり方、この辺のことって市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 私自身細かい数字をつかんでいるわけではございません。ただ、大きくくりの中で、空き家がどんどんふえてくると。それをそのまま放置していいのか。それをどういう方策でやるかといったら、今その空き家の調査をしている中からいろいろ方策を見つけていかなければならない。それがまだできていない段階の中で、例えば子供たちの責任の分野を市がかわりにやるなんていうことにもならないし、相手があるから、その状況の中で話ししていかなければならないから、状況がどうなっているかというのを早急に調べた中でどうするかと出てこない、それをそのまま例えば今小黒議員の言われるようなことになる、低所得者は福寿園に入るしかなくなると。そこに入れてしまうと、福寿園200床あっても足りないという状況になってしまう。でも、それはそれでみんながいいと言うのならいいけれども、そしたら30代、40代、50代の人たちの介護保険料というのはどんと上がってしまう。本当にそれがいいのかという難しい問題もあるから、1、2の段階からでも対象者を減らすような努力をしなければならないというのが私の先ほど言った理論であり、空き家のほうはトータルで管理しながら、その持ち主の意向だつてあるわけであつて、いる人は勝手に騒ぐけれども、年寄りが本当にその意向なのか、あいた家はどうするのかといったら、市が壊すのかとかと乱暴な意見になるのではなくて、持っている子供たちがそれをどうしようとしているかという問題も絡んでくるというのがあつて、本来一義的には子供たちが見るべきだろうと。それを放棄して全部施設で見るとなると破綻するのが見えてしまっているものですから、それらも含めて考えていかなければならないのではないかなと、大枠ではそういうふうには思っています。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 地域包括ケアの話というのは、こんな30分のやりとりでできるような話ではないとも思っていますので、また改めてしっかりとやる機会をとと思っています。

最後に、残っている市街地のキツネの駆除の関係なのですけれども、本当に今キツネが多くて、うちの庭も通っていくというような状況があります。公園には砂場等もあつて、子供たちもそこで遊んだりしているということもあるので、ここのところはちょっと気をつけていろいろなことをやっていかなければならないのではないかなというふうに思うのですけれども、今箱わなを仕掛けられるところがあるというお話があつたのですけれども、公道とか都市公園とかというのはだめということになると、まちなかに来ないようなわなの仕掛け方というのは大体どういうところで可能なのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 取り扱い要領によりますと、生活環境の被害を防止する場合と

というようなことがございます。市民部で対応させていただける部分については、市街地においてそういったキツネの被害があつて、なおかつわなを仕掛けられる区域等も制限がございます。また、防除が前提となります。できるだけキツネを寄りつかせないような防除をした中で、それでも被害をこうむる可能性があるといった場合にわなを仕掛けて捕獲することができるということになりますので、どの区域にわなを仕掛けるということではなくて、被害に遭われた方、遭う可能性のある方について個別的に対応をさせていただくというようなことで取り進めさせていただきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ちょっと今資料をお持ちかどうかわからないのですけれども、エキノコックス症というのはキツネにかかわってくる病気ですけれども、ふれあいセンターでやっていますよね。あれは年間何人ぐらい来られているのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 年に2回、春と秋の国保の特定健診にあわせて1日ずつ実施しております。ことしが28人でしたが、昨年は2回、春と秋を合わせて40人ということで、広報でお知らせするとともに昨年、ことしとオアシス通信でチラシを折り込んで周知を図っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私が持っているのは江別市のホームページから持ってきた印刷なのですが、要するにキツネはなかなか駆除するのが難しい、ということになっていったときに、いかにキツネを寄せないかということをいろいろ書いてあるものがあります。それから、エキノコックスについてのもう一度改めて病気のことを書いてあるということがあります。こういうことをぜひ広報で知らせていただきながら、キツネに餌をやるなんていうことは絶対ないよみたいなのところも含めてやっていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 エキノコックス症の検診、またごみステーションを中心にキツネを市街地、住宅地に寄せつけないような方策について市民の皆様に広報してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 一般質問は全て終了いたしました。

議案第26号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時07分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第26号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第2、議案第26号 平成28年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第26号 平成28年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億3,352万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、災害復旧事業債2,870万円を補正し、補正後の限度額を10億5,070万円とするものであります。

それでは、歳出についてご説明いたします。12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金6,662万9,000円の減額は、積立金の減額により財源調整を行うものであります。

次に、14ページ、9款消防費、1項2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費1,041万4,000円の補正は、避難所に必要な消耗品費14万円の補正、開発局ポンプ車の燃料として燃料費5万2,000円の補正、避難所に対する食事費用として食糧費11万6,000円の補正、排水用の水中ポンプの器具借り上げ料として1,010万6,000円の補正であります。

次に、16ページ、15款災害復旧費、1項1目農業用施設災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費105万5,000円の補正は、北光1号用水路及び富平14号排水路の災害復旧に係る修繕料であります。

同じく2目林業用施設災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費16万8,000円の補正は、豊平山線林業専用道の災害復旧に係る修繕料であります。

同じく2項1目道路橋梁災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費8,850万円の補正は、越前谷線ほか2路線の災害復旧工事の調査測量委託及び応急工事の補正、駄馬の沢線、焼山自転車道の調査測量委託の補正であり、その他災害復旧修繕等の経費を補正するものであります。

同じく2項2目河川災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費2,700万円の補正は、ナエ川ほか3河川の災害復旧工事の調査測量委託料の補正であり、その他災害復旧修繕の経費を補正するものであります。

次に、18ページ、同じく2項3目で公園災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費1,885万4,000円の補正は、若草公園の災害復旧工事の測量調査設計の委託料の補正であり、その他災害復旧修繕の経費を補正するものであります。

次に、同じく3項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費13万8,000円の補正は、一の沢駐輪場の災害復旧に係る修繕料の補正であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金5,080万円の補正は、土木費国庫補助金の増で現年発生補助災害復旧費による増であります。

21款市債2,870万円の補正は、現年発生補助災害復旧債及び現年発生単独災害復旧債であります。

以上が歳入であります。

なお、20ページに地方債に関する調書を添付しております。また、参考資料として災害復旧事業箇所図について添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第26号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第18号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第3、議案第18号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 議案第18号、ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます山田巖氏は、平成28年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、次の者を任命いたしたいと存じます。

記名してございます皆上嘉代氏にお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第18号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時14分

〔皆上教育委員入場〕〔皆上教育委員挨拶〕〔皆上教育委員退場〕

再開 午後 3時16分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第4 議案第19号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第4、議案第19号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 議案第19号、ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます加藤直之氏は、平成28年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続き加藤直之氏にお願いいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第19号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

- ◎日程第5 議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第21号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第22号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第23号 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第24号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第25号 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第5、議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第21号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第22号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第23号 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第24号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第25号 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。平成27年度各会計歳入歳出決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の歳入総額は127億8,922万8,909円、歳出総額は123億5,673万7,617円で、差し引き4億3,249万1,292円の剰余金を生じる決算となったところであります。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の31.2%で前年比2.1ポイント減、依存財源は68.8%で前年比2.1ポイント増となったところであります。なお、自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。281ページに決算の財

源推移として資料を添付しておりますので、後ほど高覧いただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。3ページの市税から4ページの市債まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、法人市民税の減、固定資産税の減などによる市税の減、分担金及び負担金、繰越金などが減少となったところであります。税率の引き上げによる地方消費税交付金の増、普通交付税などの増による地方交付税の増、ふるさと納税による寄附金の増のほか、公民館耐震改修事業に係る社会資本整備総合交付金補助金などの国庫支出金の増、過疎対策事業債などの市債などが増加となったところであり、歳入総額では前年度と比較して5億998万546円の増となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。4ページの人件費から5ページの普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、元金償還金の減による公債費の減、砂川地区広域消防組合負担金などの減による補助費等が減少となったところであります。委託料の増による物件費の増、市立病院繰出金の増などによる繰出金の増、普通建設事業費の増、人件費の増などにより増加となったところであり、歳出総額では前年度と比較して4億3,756万8,260円の増となったところであります。なお、282ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほど高覧いただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。前年度経常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が、経常的に支出する人件費、物件費、公債費などの経費にどの程度充当されているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいということになり、平成27年度は26年度と比較して0.2ポイント増の81.6%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の3カ年間の平均を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があるということになります。27年度は26年度と比較して0.3ポイント増の30.4%となったところであります。

次に、公債費比率であります。この率は一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規模から災害復旧費などとして普通交付税に算入された公債費を除いた額に対する地方債の元利償還金から、元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費などとして普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、この率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬直化していると判断されるものであります。27年度は26年度と比較して公債費の減少などに

より2.1ポイント減の9.1%となったところであります。

また、起債制限比率であります。先ほどの公債費比率の精算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3年間の平均値であり、27年度は26年度と比較して公債費の減少などにより1.7ポイントの減、7.4%となったところであります。

以上、平成27年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから13ページには一般会計歳入歳出決算書、14ページから17ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、18ページから277ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、278ページには実質収支に関する調書、279ページから294ページには各表に基づく一般会計決算説明書、532ページから538ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第21号、議案第23号、議案第24号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第21号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の295ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成27年度の財政運営は、財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置いて運営したところであります。昨年に引き続き、経営姿勢が認められ、特別調整交付金2,000万円の交付を受けたところであります。主な給付状況では、一般の療養給付費で14億9,830万5,188円、高額療養費で2億2,021万162円、退職者の療養給付費で6,347万2,501円、高額療養費で1,207万1,372円となり、保険給付費全体では前年度に比べ4.2%の増となったところであります。この保険給付費の増加により国庫支出金及び共同事業交付金等が増加したものの、前期高齢者交付金の減少等があり、歳入に不足が生じたところであります。このため歳入総額27億6,019万4,568円に対し、歳出総額28億733万4,705円となり、差し引き4,714万137円の不足が生じ、翌年度繰上充用金により充用したところであります。

歳入につきましては、保険税の収入合計は2億9,782万7,480円で、前年度に比べ3,111万8,910円の減となりましたが、現年度分収入率は98.0%で、前年度に比べ0.8%の増となったところであります。歳入総額に対する構成比は10.8%となり、前年度に比べ2.4%の減となっており、1世帯当たりの納税額は10万6,747円となったところであります。国庫支出金の収入済額は6億7,586万919円となり、構成比は24.5%と前年度に比べ2.4%の増となったところであります。療

養給付費交付金は1億707万7,853円、前期高齢者交付金は7億1,226万1,032円で構成比が25.8%と最も高く、一般会計繰入金は2億1,171万1,091円、共同事業交付金6億1,775万571円、道支出金1億3,407万1,707円に諸収入等を加えた歳入総額は27億6,019万4,568円となり、前年度決算額と比較して2億6,565万2,606円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,540万7,598円、保険給付費は18億848万6,918円で、前年度に比べ7,269万4,683円の増となり、構成比が64.4%と最も高く、後期高齢者支援金等は2億4,308万7,147円、介護納付金は8,769万7,738円であります。その他、共同事業拠出金5億5,838万4,361円、保健事業費1,701万3,739円、諸支出金等を加えた歳出総額は28億733万4,705円となり、前年度決算額と比較して3億1,565万695円の増となったところであります。

なお、296ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、374ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の422ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成27年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳出総額16億9,302万4,981円で、歳入総額は17億3,417万2,068円となり、差引額は4,114万7,087円で、その内訳は国庫負担金等の過交付3,446万2,781円及び保険料の還付未済11万1,800円によるもので、これら差引額657万2,506円は、剰余金として介護給付費準備基金に積み立てるものであります。なお、過交付及び還付未済となったものは、翌年度において返還及び還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は3億1,526万8,500円、国庫支出金は4億4,051万4,029円、道支出金は2億6,026万9,063円、支払基金交付金は4億4,343万1,000円、繰入金は2億5,264万4,490円、繰越金は2,063万4,855円、これに分担金及び負担金83万5,875円、財産収入57万4,256円を加えた歳入総額は17億3,417万2,068円となり、前年度決算額と比較して1,173万5,017円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は4,357万3,696円、保険給付費は15億6,316万752円、地域支援事業費は6,484万8,222円、諸支出金は2,065万3,355円であり、これに基金積立金58万8,956円、公債費20万円を加えた歳出総額は16億9,302万4,981円となり、前年度決算額と比較して877万7,

215円の減となったところであります。

なお、423ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、498ページに関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の499ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成27年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳出総額は5億7,665万3,208円、歳入総額は5億7,670万2,608円となり、差し引き4万9,400円を翌年度へ繰り越したところであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億541万4,100円で、現年度分の収入率は100%で、前年度と同率となり、歳入総額に対する構成比は35.6%であります。また、一般会計繰入金は3億6,867万200円、その他、繰越金19万9,700円に諸収入241万8,788円を加えた歳入総額は5億7,670万2,608円となり、前年度決算額と比較して4,428万838円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費772万4,309円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち療養給付費は2億7,978万7,311円で、前年度に比べ4,497万7,418円、19.2%の増となり、事務費分479万1,000円、保険料分2億556万4,400円、保険基盤安定分7,618万126円を加えた総額は5億6,632万2,837円となり、前年度に比べ3,846万2,672円の増となったところであります。その他、保健事業費235万2,462円と諸支出金25万3,600円を加えた歳出総額は5億7,665万3,208円となり、前年度決算額と比較して4,443万1,138円の増となったところであります。

なお、500ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、531ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第22号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明を申し上げます。

決算書の375ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成27年度の公共下水道整備事業は、空知太西地区で浸水対策として雨水管整備を行うとともに、長寿命化計画に基づきポンプ場2カ所の改築整備を行ったところであります。平成27年度末の下水道普及率は93.2%、水洗化率は98.1%であり、水洗化の普及促進を図りながら下水道施設の効率的な活用に努

めてきたところであります。また、個別排水処理施設整備事業は、平成8年度より事業に着手し、生活排水の処理を図るため合併処理浄化槽の普及に努めており、平成27年度末現在で155基を設置したところであります。平成27年度の収支であります。歳入総額8億2,525万2,406円に対し、歳出総額8億2,482万1,497円となり、差し引き43万909円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金は166万1,390円、使用料及び手数料は3億8,599万8,485円、国庫支出金は4,775万1,017円、繰入金は1億6,994万7,000円、諸収入は404万4,235円、市債は2億1,510万円、前年度繰越金は69万3,255円、財産収入は5万7,024円で、歳入総額は8億2,525万2,406円となり、前年度決算額と比較して3,656万8,267円の増となったところであります。

次に、歳出であります。下水道費は2億8,525万5,801円、個別排水処理事業費は1,475万5,717円、公債費は5億2,477万5,659円、諸支出金は3万4,320円で、歳出総額は8億2,482万1,497円となり、前年度決算額と比較して3,683万613円の増となったところであります。

なお、376ページ以降は歳入歳出決算書、歳入歳出款別決算内訳書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、420ページ以降には決算説明書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。  
○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第25号 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分でございますが、病院事業会計決算書の12ページをごらんいただきたいと存じます。平成27年度末における未処理欠損金54億7,492万2,683円に対しまして、従前から議会の議決を経て積み立てていた建設改良積立金から3,083万3,758円を繰り入れしようとするものであります。これは、決算書22ページの資本的収入及び支出明細書のうち、建設改良事業に係る収支について、支出の部、1項建設改良費、税込み1億8,643万3,758円から収入の部、1項企業債1億5,560万円を差し引いた額3,083万3,758円が不足するものであり、この不足する額を決算書15ページ、貸借対照表上、資本の部、7、剰余金、建設改良積立金12億282万3,240円から当年度未処理欠損金へ繰り入れ、当年度未処理欠損金の残高を54億4,408万8,925円とするものであります。なお、この処分につきましては、現金を伴わない非資金の処分であります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。平成27年度病院事業会計決算書の27ページをごらんいただきたいと存じます。平成27年度につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年に向けた地域医療提供体制を構築

するための地域医療構想の動向を注視するとともに、地域包括ケアシステムを推進するため市内でICT、情報通信技術を利用した医療情報の共有化、みまもりんくの運用開始や中空知自治体病院間での医療情報連携システム構築の準備を進めたところであります。また、病院が組織的に医療を提供するための基本的な機能が適切に実施されているのか、第三者による病院機能評価を受審し、2月に認定されたところであります。経営面につきましては、収益では経営改善に向けたヒアリングや増収対策プロジェクトを通じ、病院経営に対する危機意識を全職員が共有し、増収に向けた取り組みを行ったことから、前年度決算及び本年度当初予算から大幅に改善することができました。一方、費用では、病院改築に係る企業債元利償還金のピークを迎えたことや多額の減価償却費などにより、経営は引き続き厳しい状況にあります。診療体制整備につきましては、引き続き医療スタッフの確保に努めながら、平成26年11月に設置した地域包括ケア病棟の機能をさらに充実させたことにより、本病棟に入院した9割強の患者が退院後の生活に自信が持てたといった成果があらわれ、在宅生活復帰支援が向上してきたところであります。また、1月には、患者や地域住民が診療科を選択するに当たり正確かつ具体的な情報を提供する観点から、外科を消化器外科、乳腺外科、緩和ケア外科に改め、標榜科を25科としたところであります。

それではまず、患者数であります。入院患者数は13万9,163人で、前年に比べ3,322人の増となり、外来患者は25万9,946人で、前年に比べ3,080人の減となりました。次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は128億3,987万円で、前年より11億8,438万8,000円の増、収益的支出は131億4,917万4,000円で、前年より12億2,073万1,000円の減となり、収支差し引き3億930万4,000円の純損失となりました。次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は6億8,045万3,000円で、内訳は建設改良に充てる企業債1億5,560万円、投資償還金1,034万1,000円、一般会計出資金4億7,921万7,000円、寄附金3,529万5,000円であります。資本的支出は11億9,285万3,000円で、内訳は資産購入費1億8,605万2,000円、企業債償還金9億9,727万9,000円、投資952万2,000円あります。なお、企業債未償還残高は145億1,776万円となっております。

28ページから36ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案に対する提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 栗井久司君（登壇） それでは、地方自治法第233条第2項、同法第2

41条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度一般会計、特別会計及び病院事業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告申し上げます。

審査意見書の1ページをごらんください。審査の方法は、提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として審査を行った結果、決算書及び附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところであります。

2ページの総括決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額127億8,922万8,909円に対し、歳出総額123億5,673万7,617円で、歳入歳出差し引き4億3,249万1,292円の剰余金を生じた決算となっております。特別会計では、下水道事業特別会計で43万909円、介護保険特別会計で4,114万7,087円、後期高齢者医療特別会計で4万9,400円の剰余金を計上する決算となっております。国民健康保険特別会計は、歳入歳出差し引き不足額4,714万137円が生じる決算となり、翌年度繰上充用金により充用している決算となっております。

次に、病院事業会計は、砂川市公営企業会計決算審査意見書4ページの3、経営状況についてをごらんいただきたいと存じます。平成27年度は、事業収益128億3,987万437円に対し、事業費用131億4,917万4,056円で、差し引き3億930万3,619円の純損失となっております。

一般会計及び特別会計には住民目線に立ち、効率的な行政運営と適正で健全な財政運営がなされることを望むとともに、病院事業会計には患者目線に立った医療行為と経営改善に対する特段の努力を期待し、報告といたします。

#### ◎会議時間の延長

○議長 飯澤明彦君 本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

会議を続けます。

これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第20号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、私から議案第20号、平成27年度一般会計決算の総括質疑を行います。歳入については5点、歳出については2点にわたり順次伺ってまいります。

最初に、1点目でありますけれども、決算書を見ると市税全体における不納欠損額と収入未済額が平成26年度決算と比べていずれも減少しております。監査委員の審査意見書

を参考にいたしますと、収入未済額については金額で4, 211万円余り、対前年度比で21.6%減少し、収入率は97.5%で対前年度比1.0ポイント上昇しております。また、不納欠損額についても1,026万円余りで、対前年度比で53.1%の大幅な減少となっており、全体として改善基調にあるように思えますが、この傾向は今後も続いていくようなものなのか、平成27年度決算を踏まえて今後の見通しを伺います。

2点目に、平成26年度決算と比べて平成27年度決算においては、市民税も固定資産税も不納欠損額が減少していますが、その一方で収入未済額については余り変化がありません。収入未済額であることから、今後の徴収に期待できることで計上していると思いますが、そうであるならばこの平成27年度決算を踏まえて今後の徴収に向けてどこに力点を置き、重点的に徴収に取り組もうとしてきたのか。

3点目に、不納欠損の内訳について即時欠損、滞納処分による執行停止要件該当後現状維持で3年経過、居所不明で法定納期限5年経過による消滅時効に基づく不納欠損の状況はどのようなものになっているのか。

4点目に、財産に関する調書によると、市の保有する各種基金については増額傾向にあります。その要因と平成27年度決算を踏まえて、次年度の予算編成における各種基金目的の支出と、一方で資金を枯渇させることなく一定程度の基金の留保とのバランスをどのようにとってきたのか。

5点目に、使途が限定されていない財政調整基金について、昨年度は1億200万円ほど積み立てを行って、平成27年度末で総額22億円の基金となりました。それだけ積み立てを行うことができた主要因と、先ほどの基金は事業目的が特定されていましたが、財政調整基金は使途が限定されていないこともあって、市長が政策を発動する上で柔軟に支出することもできるものです。平成27年度決算を踏まえて、次年度の予算へとつなげていくわけですが、この財政調整基金の留保と事業費の確保というバランスを、決算を調製する中でどのように総括しているのか。

続いて、歳出について伺います。まず、歳出の不用額の総額が平成27年度決算においては2億1,900万円ということで、当然もろもろの事情の中で不用額が発生したと思いますが、この決算を調製するに当たり不用額発生の変因をどのように分析し、次年度の予算編成や予算要求に反映していこうとしてきたのか。特に事業費については、工事入札のようなものを除き、例えば各種助成、補助などについて不用額をできるだけ少額とし、各種事業においてその事業の効果が如実に出るように予算現額と差が生じないような取り組みが求められていると思いますが、その点についてどのように意識されてきたのか。

最後に、地域公共交通、とりわけ路線バスについては、毎年予算、決算の中でも触れられます。近隣自治体や民間バス事業者との協議が行われ、その年度の各路線バスに対する収支不足額補償金が支出されます。決算書を見ても毎年増額の傾向にあり、結果的に利用者がふえなければ時期を見計らって廃線になってしまうということも過去にはそうい

う路線が何本もありました。当然決算を調製する上で前年度よりも収支不足額補償金がふえていくことがわかります。行政としては、単に数字を追うだけではなく、数字からわかることで現実にはいろいろと対応しなければならないことが発生してくると思いますが、この補償金がふえていく過程において砂川市として近隣自治体、民間バス事業者の方々と路線がしっかりと維持されるような協議についてはどのように行われてきたのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私のほうから順次答弁させていただきます。

まず、市税の不納欠損と歳入未済額の見直しについてでございます。金額については、議員さんご紹介いただいたので、割愛いたしますけれども、減収した主な要因について若干触れさせていただきますけれども、新たな滞納をつくらないといった方針のもとに現年度課税分を優先して徴収を行ってきた結果として、収納率が前年度比0.98ポイント向上したところでございまして、滞納繰越分についても順次法令に基づき不納欠損処分を行っているため減少してきたものと考えているところでございます。今後とも現年課税分を優先しながら徴収する方針のもと、夜間納税相談、臨戸訪問、電話催告等の実施と滞納処分の強化を図りながら、現状の収納率を維持するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、収入未済額の現状と徴収に向けての重点でございます。収入未済額の現状といたしましては、みずから納税相談に見られるなど納税意識はあるものの、分割納付の途中で失業した場合ですとか、納税を優先することにより生活困窮度合いが増すなどの理由によって、どうしても現年度で納税が困難という案件が大半となっているところでございます。徴収に向けての重点につきましては、税負担の公平性維持の観点から、担税力がありながら納税折衝に応じない滞納者に対しては滞納処分を行ってきたところであります。27年度の滞納処分件数は271件となっておりまして、そのうち預貯金の差し押さえによる滞納処分が最も多く、全体の78.2%、212件を実施したところであります。また、高額滞納者への対応といたしましては、定期的に滞納者の納税状況データの抽出を行いながら、こちらから積極的に連絡をとりながら納税相談を実施した中で納付計画を策定し、納税につなげてきたところでございます。

それから、不納欠損の内訳でございます。内訳についてご答弁申し上げますが、即時欠損が4件、約240万円でございます。停止欠損が、これ3年です、16件、227万円、それと5年経過による時効欠損が117件、559万6,000円となっているところでございます。

次に、各種基金がふえているが、その要因についてご答弁申し上げます。各種事業に充当が可能である社会福祉事業振興基金とまちづくり事業基金について、年度末残高ではそれぞれ前年度と比較して増加している状況であり、社会福祉事業基金では4,263万4,

000円、まちづくり事業基金では1億73万2,000円の増加となっているところですが、この要因といたしましてはふるさと応援寄附金による寄附採納の増加というのが主な要因でございます。この決算を踏まえて、予算における基金目的の支出と基金留保のバランスというご質問もございました。これについては、社会福祉事業基金とまちづくり事業基金について、これら基金の増加要因がふるさと応援寄附金の積み立てということでございます。ふるさと応援寄附金は、寄附をいただく段階でその寄附の目的に応じて4つの事業に活用するという形で寄附をいただいているところでございます。その寄附の意向に沿った形で事業に支出していきこうということで、一定程度金額がまとまった段階で予算化し、主に臨時の事業へそれぞれ充当しているところでございます。ふるさと応援寄附金については、ここ数年返礼品の充実とインターネット決済などにより寄附金が増加しているところであり、寄附金額相当が全て事業へ充当されている状況ではないため、一時的にその残高が増加しているものでありますが、順次寄附目的に即した事業へ充当していく予定でございます。

次に、財政調整基金についてでございます。22億円を突破しているということで、その要因についてでございます。財政調整基金については、その設置目的が年度間の財源の調整を図り、長期にわたる財政の健全な運営に資するとされており、毎年当初予算編成、各補正予算における財源調整のために基金より繰り入れを行っておりますが、27年度当初予算は骨格予算であったため繰り入れは行わず、6月補正予算にて政策予算に係る一般財源分の繰り入れを行った後に、その後の補正予算においても財源調整を行ってまいりました。結果的には最終補正予算において基金繰り入れを行わず、歳入歳出の差額分を、1億237万8,000円ですが、基金へ積み立てることとなったものでありますが、この積み立ての要因については3月最終補正ということもありまして、各事業の精算などによる執行残などが多くの要素であります。大きいものとしては普通交付税で地方創生事業費の増などがあり、前年に比べ1億347万1,000円交付税が増額になったことが挙げられるものでございます。ここ数年はこれら最終補正予算による差額が発生しておりまして、その積み重ねが結果として22億円を突破しているという状況でございます。

また、本決算を踏まえて財政調整基金の留保と事業費の確保のバランスということでございますが、予算編成においては主に臨時的な事業に係る一般財源分として財政調整基金を充当するものであり、上限などが設定されているものではありませんが、複数年でも事業費が平準化されるよう調整するとともに、事業には後年次に財源措置のある過疎債の充当など財政を圧迫しないように努め、基金にあっては繰り入れ後の残高も注視しながら、これら事業調整を行っているところであります。予算を編成した際に基金の留保と事業費確保のバランスということでございますけれども、28年度の予算編成における財政調整基金については、同時期に調製される平成27年度3月補正において予算化した積み立て額1億4,537万8,000円と同程度1億4,766万4,000円の繰り入れにと

どめ、基金の消費を極力抑えた中で平年並みの事業費の確保に努めたところでございます。

次に、歳出の不用額についてのお尋ねでございます。2億1,900万円発生したその要因ということでございます。平成27年度決算における不用額は2億1,954万6,383円で、その内容としては建設事業予算についての入札差金、負担金補助及び交付金、委託料などの執行残、障害者自立支援給付費や生活保護費などの扶助費などの執行残などでありまして、最終補正予算までにその精算が間に合わないものでありますが、額の大きいものとしては生活保護費の3,539万2,000円、障害者自立支援給付費の3,561万9,000円などの扶助費が8,877万5,000円、砂川地区保健衛生組合負担金が1,299万8,000円、砂川地区広域消防組合負担金が516万円、土地開発公社事業補助金359万7,000円などの負担金補助及び交付金が3,987万3,000円、下水道会計1,300万円、介護保険会計836万8,000円などの繰出金が2,307万9,000円であります。これら不用額の発生要因は、3月最終補正予算、いわゆる決算見込予算の提出時期が12月上旬であるため、生活保護における医療扶助や障害者支援における自立支援給付費などの連合会における請求が11月までしか確定しておらず、残りは医療費等の請求状況や利用者の動向を勘案しながら推計するものの、実際の給付とは乖離が発生することが主な原因でございます。また、予算不足を起こした場合、額が大きいため予備費の充用では補い切れない可能性もあるため見込み額を留保するなど一定程度は避けられない状況ではありますが、より請求額に近い推計となるよう精度の向上は今後図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から各バス路線が維持されるような近隣自治体、民間バス事業者との協議についてご答弁申し上げます。

平成27年度の路線バスに係る収支不足額補償金は、北海道中央バスが平成26年10月から平成27年9月までの1年間に運行した焼山線、上砂川線、滝川美唄線、滝川奈井江線の4路線の収支不足に対し、運行距離を関係市町の行政区域で案分し、各路線の関係市町が補填するものであり、本市の補償額の総額は約819万円となったところであります。北海道中央バスによりますと、この期間の運行状況は利用客の減少に加え、昨年春の雪解けが早く、徒歩や自転車を利用する方がふえたことにより収益が悪化したこと、また経費を抑えるため保有するバスのうち最も小さな中型バスで運行したものの、この期間における燃料費の高騰や消費税の引き上げに伴うタイヤ等の消耗品に係る経費がかさんだことにより収支不足額が増加したものであります。また、各市町が負担する補償金は増加傾向にあり、定期的に路線ごとの関係市町及び北海道中央バスと対応について協議しているところでありますが、収益を上げる方策が見つからず、苦慮しているものであります。しかし、当該路線バスにつきましても、公共交通機関として市民の大切な移動手段でありますので、今後とも運行の維持に向けて利用客の確保と効率的な運行について関係者と協議

を続け、収支の改善に努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 会議時間も過ぎておりますし、この後10月には決算審査特別委員会もありますので、今回は頭出しということで、1点だけどうしても私は市長にお伺いしたいことがあります。決算も予算と対をなして、入り口と出口でありますので、我々予算総括ばかり力を入れるのですけれども、決算もしっかりと総括をして、市長の考えをお伺いしないといけないと思っております。

財政調整基金の関係でお伺いしたいのですけれども、過去にも議会の中で市長もいろいろとおっしゃられていることもありましたけれども、国がこれから地方におろしてくるお金がふえる見込みというのが余りないと思うのです。ですから、ある程度の内部留保というものはしっかりとしていけないと思っておりますけれども、その一方で、先ほどもいろんな議員とのやりとりもありましたけれども、事業費の確保というのもしっかりと考えていけないといけない。今ほどの答弁にもあったように上限や下限というものが決まっているわけではありませんけれども、これは今後必ずある公共施設の整備のあり方として、今砂川市では庁舎整備もしていこうというような考えもあります。ですが、財政の運営を考えたときにそれは全体のことを考えて、いろんな事業を精査しながらやっていけないといけない。一方で、内部留保のお金というのもできるだけ多くためておかないといけない。そのバランスというものは非常に苦慮されると思うのですけれども、お金をためればためるほどいいというものでもありませんし、かといって事業にどんどんじゃぶじゃぶ使うということもできない中で、市長がまさに政策としてこれにはどんどん使うのだとか、あるいはこういう状況があるから今しっかりとためておかないといけないのだと、そういうような先の見通しをしっかりと考えながら、財政運営をしていく上での財源調整という機能を持っている財政調整基金ですから、その辺今後の事業の見通しとか、決算で毎年毎年いろんな事業が精査されて、内部に留保できる財源とかが確定してくるわけですから、その辺のバランスのとり方、運営のあり方、本当はこの前段に何回か質疑をした中で市長にそのお考えを聞いたかたのですけれども、時間も押しているものですから、取りとめのない質疑のあり方になりますけれども、ぜひともその辺の財政運営のあり方についてのお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 基金等財政運営のあり方という質問でございます。27年度決算で財調で22億、ただ私はいつも言うのは財調だけで考えていなくて、事業目的に使える予算総額、いわゆるまちづくり事業基金と社会福祉事業基金も事業に充当できるので、そのバランスを考えるとそのトータルの数字で私はいつもイメージをしています。それでいくと26億9,000万で、恐らくこれが事業に使っていけるお金だろうと。かつて小黒議員に市長は一体基金幾らためるつもりなのかと言われたときに私は30億と言

ったのは、どっちかというこの事業に使える3つの基金の総額をイメージしてやりました。

どうして30億と出たかという、いろいろあるのですけれども、平成20年に三位一体改革が終わった後、地方は物すごく産炭地も含めて潰れるところもあるぐらいすごくやられたと。砂川市だけでも5億ぐらい交付税が落ちた時期でございますけれども、そのときに基金残高が財調を見ると5億を切ると。毎年5億ほど基金を繰り入れていたのに、5億を切る基金しかないということは21年度の予算編成ができないのではないかと。そこまで追い込まれた時期もあって、これは経常的な経費を落としていかないと将来にわたって何にもできなくなると。そういう危機感を持ったからこそ、返す以上の起債を借りない。これは、建設業界の人たちにも大変申しわけないなと思ったけれども、思い切ってそこに手をつけながら、何年間か事業を多少我慢してもらいながら基金をためてきたと。途中で事業費は復活しているわけでございますけれども、五、六年は非常に厳しい状況が続いたのがございました。今思えばやっと10年近くたって、財調だけで22億、トータルの基金が26億9,000万、これがあるから今事業はある程度できると。ただ、議員おっしゃったとおり、これから大きな事業3つほど実は計画されていると。それは、個別な具体名は言いませんけれども、皆さん方わかりだと思っておりますけれども、それをイメージしながら、どうやっていこうかと。

そして、今国はどうしようとしているのだと。基金が近年たまったのは、総務部長が言ったとおり、地方創生のお金が来ていると。これは、やってもやらなくても来るような額が入っている。うちは少子化対策をいろいろやったので、支出は出ていっているのですけれども、ある程度国は2018年までは一般財源総額、交付税も含めて地方の財源は手当てすると明確に閣議決定されているので、2018年まではある程度むちゃしない限り私は基金はためていけるという自信がございます。ただ、30億いくかどうかというのは微妙な雰囲気になってきました。その理由は何かという、何年か前に社会保障と税の一体改革だと、消費税を絶対上げなければならないと国が言っていたと。その中身というのは、何も制度変更しなくても高齢化で黙っていても国の予算は1兆2,000億ずつふえていくのだと。このままではパンクするのだと。だから、消費税を上げなければならない。その消費税の中には地方の負担分、地方のかかる社会保障費なり、地方の負担分も実は消費税の中に入っていたのです。ところが、それがアベノミクスを邪魔してはいけない、消費を冷えさせてはいけないということで先送りになった時点で、地方の負担分は地方が自分たちの財源の中で見つけなければならない。社会保障費も恐らく落ちてくるでしょう、サービスが。そうでないと財源がないですから。それとも、赤字国債をどっぷり発行するか。そうすると、財政規律がアベノミクス失敗したのかと国際的に言われかねないというジレンマの中で国のほうがやっていることは、地方交付税なり、社会保障費に手がつく、地方交付税は落ちると見ています。それは、2019年から間違いなく落ちてくるけれども、

非公式の話ですけれども、今まで市町村は、総務省の名前は言えないのですけれども、結構三位一体後大変だと思って手当てしてきたと。そしたら、地方は結構基金がたまっただけではないかと。国より裕福だと。恐らく幾らか基金吐き出すようなところまで国は、ずっととは言いませんけれども、交付税に手をつけてくるのではないかと。そんなものをもろもろイメージしながら、3つの事業もイメージしながら、ちょっと厳しいところに追い込まれるかどうかは国次第なのですけれども、それもイメージしながら、もう少し基金を積まない安全パイにはいかないのかなと。その目安というのが前に小黒議員に言った30億だったわけでございますけれども、詳しくは言いませんでしたけれども、そういう厳しい状況を見据えながらも何とか今まで砂川は空知の中でも優良で頑張ってきたという実績もあるので、財政と公共事業とかいろんなものを両立させながら、厳しいけれども、国のやり方次第で交付税がどこまで落とされるかまだ見えていないというのがあるのですけれども、それに備えていこうと今しているという状況だけのご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 市長、どうもありがとうございました。本当はもう一回間に挟んで質疑をしようと思っていましてけれども、はしょって取りとめのない質疑の形になったのですけれども、今思いを述べていただきました。私が議員に初めてなったとき砂川市の基金残高はたしか平成19年度末で4億5,000万程度しかなかったわけでありましてけれども、それから10年近くの間にはこれほどためたということは、本当に市の職員の皆様、市長を先頭にご努力をされてきたのだなというふうに思っております。この後の質疑につきましては、決算審査特別委員会のほうでお伺いしたいと思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第20号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第21号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、議案第21号、平成27年度国民健康保険特別会計決算について総括質疑を行います。

まず初めに、平成27年度国民健康保険特別会計決算においては、4,714万円余りの不足額が発生し、翌年度繰上充用金を充用することで対応しました。ここでの要因は保険給付の増加もありましたが、特に前期高齢者交付金の大幅な減少、対前年度比で率にして19.5%、額にして1億7,302万円余りの減少となっていることが大きく響いたものと理解しております。言うまでもなく国民健康保険財政の安定的な運営は、市民が安

心して医療にかかれるためにも必要不可欠です。保険者としての砂川市の努力があっても、国の制度改変や国、北海道からの支出金、補助金、交付金の類いの変動すれば大きな影響を受けます。結果として最終的にそのしわ寄せが市民に来ても、影響が最小限にとどまらなければなりません。市の権限が及ばないところは、国、北海道にも地域の実情等をしっかりと理解してもらいながら、適切な対応をお願いすることとして、市の中でも果敢に取り組まなければならない課題として公平性の観点からも応益負担、応能負担について市民の皆さんに理解をしていただき、保険税の徴収に努めることが大切なことであると思います。そこで、2点について伺います。

1つは、国民健康保険税の現年課税分の収入率が98%であります。滞納繰越分は16.8%で、合計すると87.3%となり、平成26年度決算と比べると2.3%改善しています。しかしながら、ここにおける不納欠損額と収入未済額については非常に大きいものがあり、健全な国民健康保険財政の運営を考えると、こういった点を改善していく必要があるかと考えますが、決算の調製に当たり、その状況と決算を踏まえて収入未済額となっているものの解消に向けての取り組みをどのように考えてきたのか。

次に、平成27年度決算において滞納者の状況や保険税を払えなくて資格証明書や短期被保険者証の交付状況がどのようになっているのか。この決算を受けて、改めて滞納の解消に向けての取り組みや考え、そして税の納付についての相談体制及び医療に係る上で保険証の交付についての相談体制などについてどのように対応してきたのか。

以上の点を伺いまして、初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 保険税の不納欠損と収入未済の状況、また滞納の解消の対応についてということで、まず私からご答弁させていただきます。

不納欠損の状況につきましては、即時欠損が3件で8万8,000円、停止欠損が23件で161万1,000円、時効欠損が203件で705万1,000円となっております。収入未済額の状況といたしましては、みずから納税相談に見られるなど納税意識はあるものの分割納付の途中での失業等々、前年の収入と比べ大幅に収入が減少した場合、または納税を優先させることにより生活困窮度合いが増す、市税と同じなのですけれども、どうしても現年度での納税が困難という案件が大半となっております。

収入未済額と滞納の解消の対応につきましては、他の税目同様新たに滞納をつくらぬといった方針のもとで、現年度課税分を優先して徴収を行っているところでございますし、滞納繰越分についても順次法令に基づき不納欠損処分を行っているところでございます。

また、国民健康保険財政の運営を考慮いたしまして、さらには資格証明書や短期被保険者証の交付対象とならないよう、複数税目の滞納者には国民健康保険税を優先した納税計画の策定を行っており、差し押さえ後の換価充当先についても国保税を優先しているところ

ろでございます。今後とも他の税目と同様現年度分を優先して徴収する方針のもと、それぞれ滞納処分の強化を図りながら、未済額の減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、国民健康保険税の滞納に伴う資格証明書及び短期被保険者証の交付状況とその対応についてご答弁申し上げます。

国民健康保険では、国民健康保険税の納付状況に応じ、通常の被保険者証、資格証明書、または短期被保険者証を交付しております。資格証明書は、保険税を1年以上納付していない被保険者のうち、特別な理由がなく、故意に滞納を続ける、納付指導に応じない、同意した納付を履行しないなどの場合に交付することとしております。この資格証明書により医療機関を受診した場合、医療費は全額自己負担となり、後日市の窓口で払い戻しの手続を行うこととなります。また、この資格証明書を交付する前には保険税の納付に関し特別な事情がある場合は申し出ていただく取り扱いとなっており、申し出がない場合であっても交付の際には、医療費の支払いが困難な場合は市の窓口で相談いただくようお伝えをしているところであります。次に、短期被保険者証でございますが、これは医療機関における自己負担分は通常の被保険者証と同じでございますが、納付状況に応じ、有効期限を6カ月の範囲内で交付するものであります。このような制度は、大多数の納税者と公平性を保つとともに、収納率を向上させ、国保財政の健全運営のために必要な取り扱いであると考えているところであります。

平成27年度当初の交付状況は、資格証明書66世帯で99人、短期被保険者証は62世帯で112人であり、平成27年度末では資格証明書9世帯で13人、短期被保険者証は62世帯で116名となっております。

次に、相談体制であります。医療費の支払いが難しいことから医療機関の受診をちゅうちょするような場合は、市民生活課や税務課のほか、必要に応じて福祉制度による支援を含め相談に応じているところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 細かいことは決算審査特別委員会でお伺いいたしますので、1点だけ再質疑というか、もうちょっと詳しい状況を教えてほしいのですけれども、今ほど資格証明書とか短期被保険者証のお話もありましたけれども、殊に人の命にかかわる場合もありますので、確かに行政の仕事としてお金をしっかりと徴収して、公平性を担保するということは大事なことでありますけれども、例えば医療にかかわる方が本当に緊急性のある病気なのかどうかというのは、これは医師でなければわからないわけでありまして、その辺は今ほどもしっかりと相談に来た場合には対応されていると思うのですけれども、同時にしっかりとそういうような相談を受けられるというような周知というものは、ただ紙の媒体でここに書いてありますからではなく、いろんな市民相談とかというものが税の相談で

あっても市民部の市民生活の相談であっても来られると思うのですけれども、そういったようなことも全部パッケージして、こういうようなことがあったときにはこういうような相談体制が受けられますよというようなことも周知していただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺の現状というのはどうなっているのかだけお伺いして、あと残余のことについては決算審査のほうでお伺いいたしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 資格証明書ということでございます。こちらにつきましては、ただいまご説明したとおり、資格証明書になりますと一旦全額負担ということになります。これは、かなり疾病によっては自己負担が大きなものになるかと思っておりますので、こちらにつきましては証明書を交付する前にこのような取り扱いになってしまうというようなことを十分に説明した上で、特別な事情があるときは申し出ていただくと。また、実際に交付する際にも同じように特別な事情がある場合にはご相談願うというようなことで、ご本人様に対しては周知徹底をしているところであります。また、実際に資格証明書をお持ちになっている方が病院にかかる、ただ医療費が支払えないということにつきましては、これも先ほどご説明したとおり、市民生活課、税務課、また場合によっては福祉的な支援が必要な場合もございますので、関係部署で連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第21号の総括質疑を終わります。  
続いて、議案第22号の総括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第22号の総括質疑を終わります。  
続いて、議案第23号の総括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第23号の総括質疑を終わります。  
続いて、議案第24号の総括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第24号の総括質疑を終わります。  
続いて、議案第25号の総括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第25号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うこととしたいと思っております。このことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

決算審査特別委員会委員に小黒弘議員、北谷文夫議員、佐々木政幸議員、武田圭介議員、武田真議員、多比良和伸議員、辻勲議員、中道博武議員、増井浩一議員、増山裕司議員、水島美喜子議員、以上のとおり指名します。

◎日程第6 報告第1号 平成27年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 飯澤明彦君 日程第6、報告第1号 平成27年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 報告第1号 平成27年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成27年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、健全化判断比率について報告をするものであります。

平成27年度の各健全化判断比率は、実質赤字比率は一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年と同様となっております。連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。9.6%となっております。前年度は12.9%でございましたので、3.3ポイント低下となったところでございます。将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。14.7%となっております。前年度は26.3%でありましたので、11.6ポイントの低下となったところであります。各健全化判断比率につきまし

ては、表の右欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第7 報告第2号 平成27年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告  
について

報告第3号 平成27年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告に  
ついて

○議長 飯澤明彦君 日程第7、報告第2号 平成27年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 平成27年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 報告第2号 平成27年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成27年度砂川市下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告をするものであります。

平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算においては、歳入総額8億2,525万2,406円に対し、歳出総額8億2,482万1,497円で43万909円の剰余額となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 報告第3号 平成27年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成27年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の意見を付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成27年度病院事業会計の決算では、流動資産38億3,864万9,693円、流動負債15億6,906万1,843円から流動負債として整理した企業債7億6,040万5,630円を控除した額から8億865万6,213円となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号及び第3号の報告を終わります。

◎日程第8 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 飯澤明彦君 日程第8、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第9 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書について

○議長 飯澤明彦君 日程第9、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、意見案第2号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号及び第2号に対する一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、意見案第1号及び第2号を一括採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 これにて日程の全てを終了しました。

平成28年第3回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月14日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員